

愛知県建設局、都市・交通局及び建築局 総合評価落札方式(建設工事)の 運用ガイドライン

(補足)

本ガイドラインの5-1評価項目及び標準加算点表(別表1~10)に記載する愛知県の各組織については、令和3年4月1日の組織再編における従前の組織を含むものとします。ただし、建設局、都市・交通局及び建築局の従前の組織には平成31年3月31日以前の旧振興部は含みません。

令和6年4月

愛知県建設局

目次

1	総合評価落札方式の概要	1
1-1	総合評価落札方式の必要性	1
1-2	愛知県建設局、都市・交通局及び建築局における総合評価落札方式の対象工事	1
	【参考】1)総合評価落札方式の法的根拠	1
	2)愛知県公共工事発注方針	1
	3)愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の競争入札における予定価格の事前公表	2
2	総合評価落札方式の適用区分	3
2-1	総合評価落札方式の適用及び形式等について	3
	(参考1) 予定価格による適用基準表	3
	(参考2) 種別・形式による適用区分	4
2-2	形式の選定フロー	5
3	総合評価落札方式における審査・評価	6
3-1	審査	6
3-2	評価値	6
4	入札参加資格について	8
5	落札者決定基準について	10
5-1	評価項目	10
	A 技術提案に関する事項	10
	B 企業の技術力に関する事項	11
	C 配置予定技術者の能力に関する事項	19
	D 地域精通度・地域貢献度	24
5-2	加算点	29
6	共同企業体の取扱いについて	30
7	加算点の申告について	32
8	技術提案の履行確認等について	33
9	入札結果の公表について	34
10	手続きフロー	35
	愛知県建設局・都市・交通局・建築局総合評価落札方式における適用及び形式選定基準表	36
	標準加算点表	37～50

1 総合評価落札方式の概要

1-1 総合評価落札方式の必要性

以下の理由により、本県では、価格だけでなく工事の内容に応じて、「技術提案」「企業の技術力」「配置予定技術者の能力」「地域精通度 地域貢献度」に配慮した総合評価落札方式を採用している(建設企画課 HP 掲載「愛知県建設局、都市・交通局及び建築局発注工事において総合評価落札方式を採用する理由」)。

- 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行う。
- その品質確保にあたっては、受注者である民間技術者の能力が適切に評価されることや、技術提案及び創意工夫が活用されるように配慮されなければならない
- 一方、地域の建設会社が実施している防災協定に基づく活動などの地域貢献活動は、安全・安心な県土づくりにおいて必要不可欠なものである。また、工事にあたっては、地域固有の自然状況・環境条件・経済活動などの地域精通度も、工事の品質を確保するうえで、工事の効率性・安全性・環境への影響等から重要な意義を有するものである。

1-2 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局における総合評価落札方式の対象工事

一般競争入札については、原則、総合評価落札方式を採用

ただし、以下は適用外

- ・総合評価の適用が不相当
- ・予定価格5千万円未満のうち簡易な工事

(参考)一般競争入札

原則として、予定価格5千万円以上の工事(災害復旧等は除く)

ただし、予定価格1千万円以上5千万円未満の工事は5割程度抽出

【参考】

1) 総合評価落札方式の法的根拠

- 『公共工事の品質確保の促進に関する法律』(品確法)第3条第2項
公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない
- 『地方自治法施行令』第167条の10の2第1項及び第3項
価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる
価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準(「落札者決定基準」)を定めなければならない

2) 愛知県公共工事発注方針(愛知県建設総務課HP掲載)

- 一般競争入札について、地元建設業者の入札参加が概ね20者以上見込める工事については、地元建設業者のみ参加できる地域要件(各建設事務所管内等)を設定
- 地域における活動拠点の有無や災害協定等に基づく活動実績の有無など、価格だけでなく地域における社会貢献活動なども加味して評価する総合評価落札方式を拡充し、地元建設業者の育成に配慮

3) **愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の競争入札における予定価格の事前公表(愛知県建設総務課HP掲載)**

以下の理由により事前公表を継続

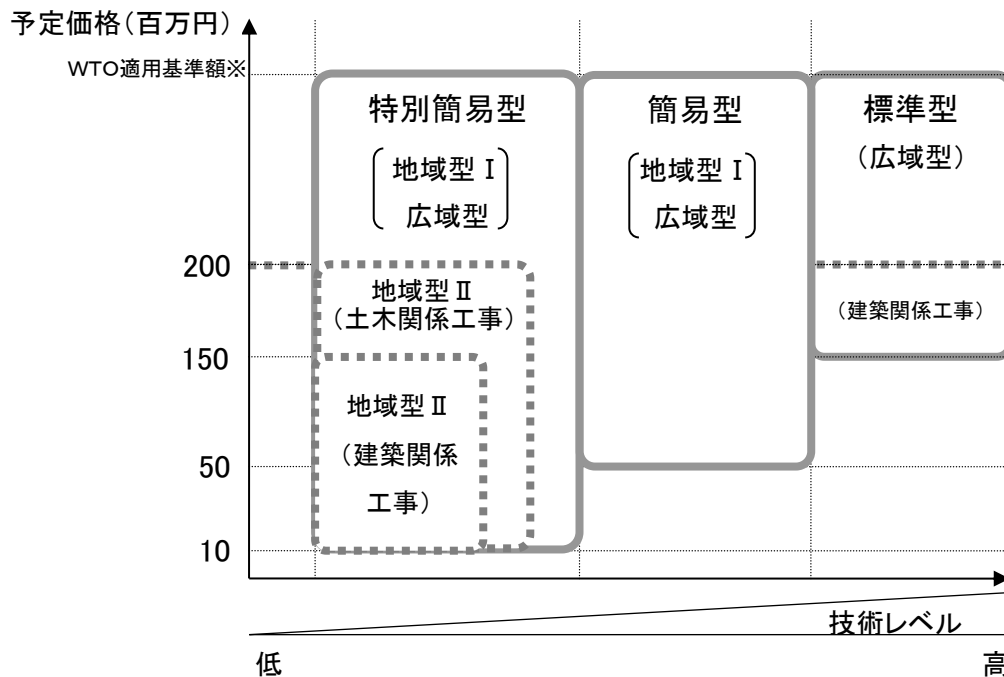
- ア 透明性及び客観性の確保に資すること
- イ 競争入札への参加の判断基準となり、採算が見込めない入札を回避できるため、積算業務の負担の軽減が図れること
- ウ 入札不調の減少による適切な発注時期の確保並びに複数回数の入札による入札参加者及び発注者の負担の軽減が図れること

2 総合評価落札方式の適用区分

2-1 総合評価落札方式の適用及び形式等について

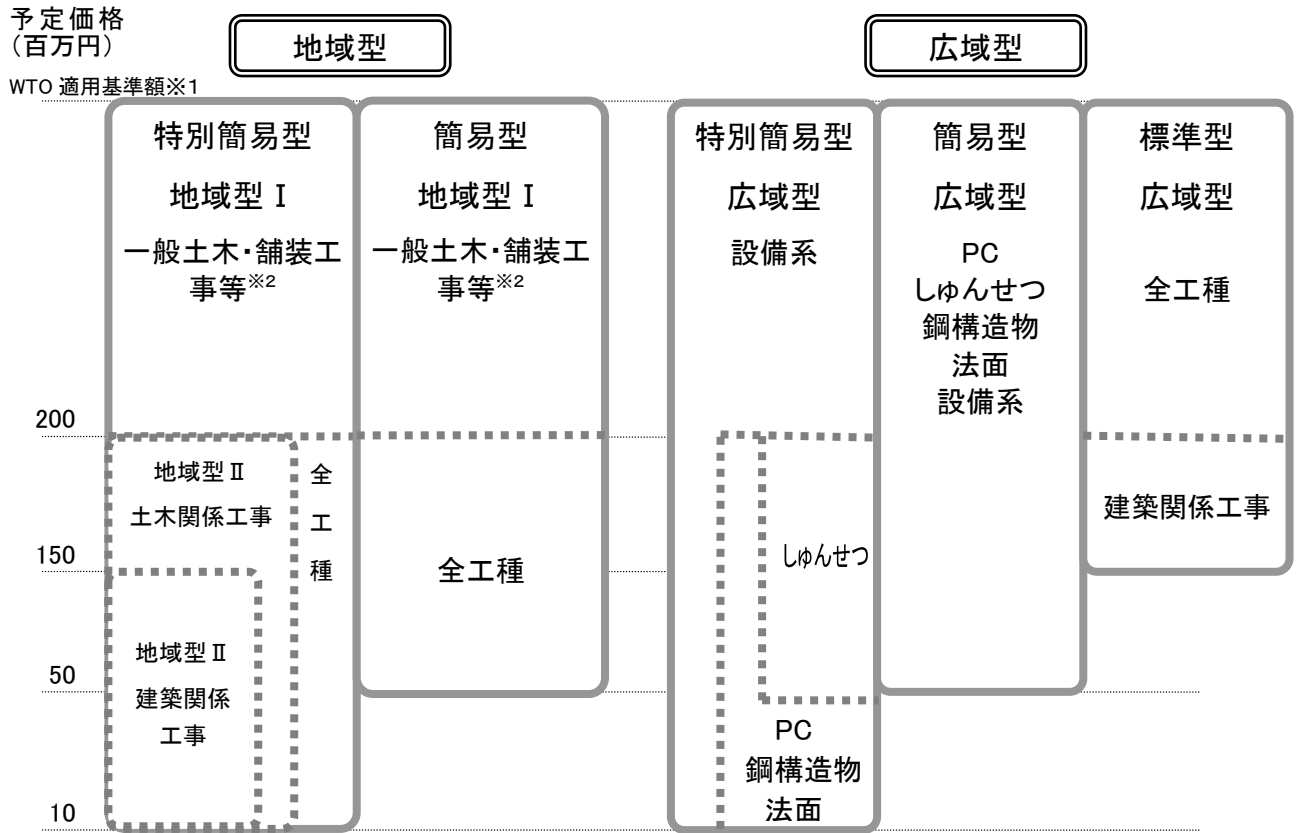
一般競争入札における総合評価落札方式の適用及び形式等については、P.36「愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式における適用及び形式選定基準表」のとおりとする。

(参考1) 予定価格による適用基準表



※政府調達に関する協定(WTO)の適用基準額(2024、2025年度においては27.2億円)

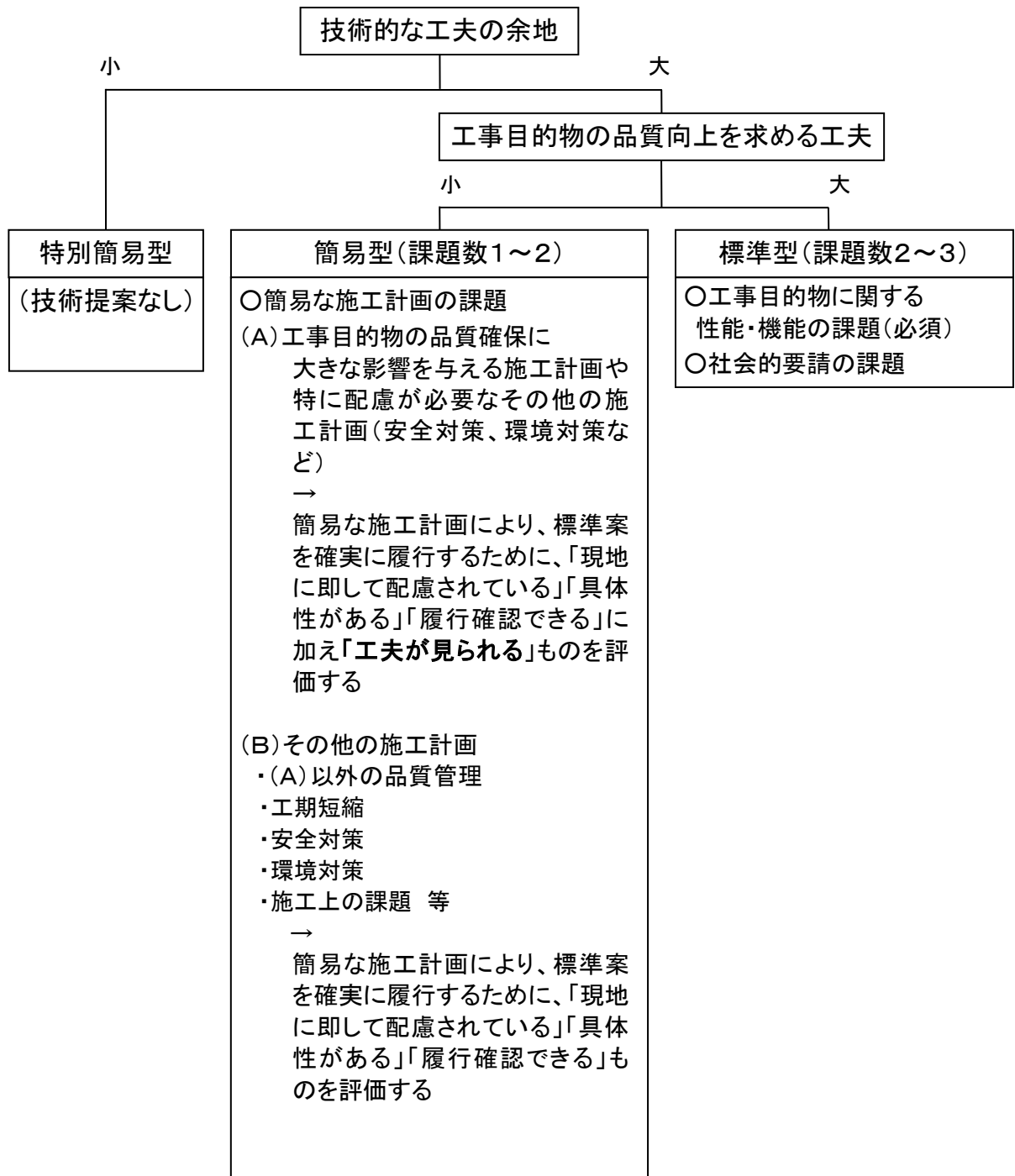
(参考2)種別・形式による適用区分



※1 政府調達に関する協定(WTO)の適用基準額(2024、2025年度においては27.2億円)

※2 一般土木・舗装・塗装・とび土工・建築関係工事・解体など、PC・しゅんせつ・鋼構造物・法面・設備系以外の工事

2-2 形式の選定フロー



3 総合評価落札方式における審査・評価

3-1 審査

落札者決定基準は「愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価審査委員会」で審査され、標準型及び簡易型の技術提案は「通常部会」で審査する。

WTO案件は「特別部会」で審査する。

3-2 評価値

原則として、除算方式で評価する

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{標準点}} \div \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}$$

標準点 : 100点

加算点 : 「標準加算点表」による

なお、予定価格にかかわらず「価格据置型総合評価落札方式」を適用する。(2億円以上WTO適用基準額未満の土木系設備工事(機械設備工事、電気設備工事及び電気通信工事)を除く。)

【価格据置型総合評価落札方式】

入札価格が一定の価格(据置価格)を下回る場合は、評価値の算出式において入札価格を据置価格に置き換えて評価値を算出する。

入札価格 < 据置価格の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{標準点}} \div \frac{\text{据置価格}}{\text{予定価格}}$$

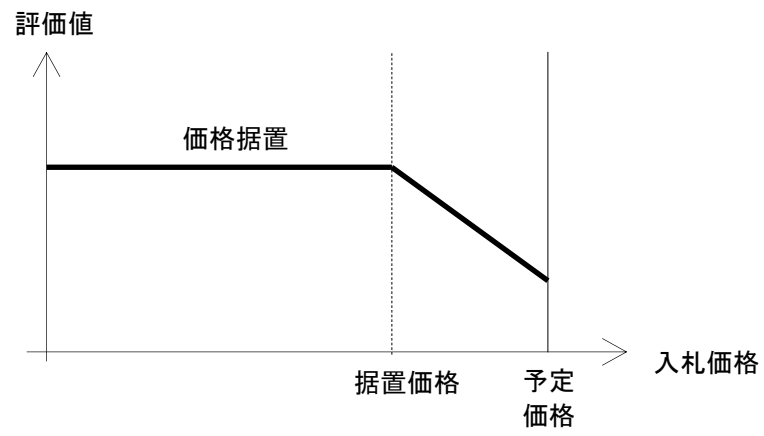
据置価格は、建設局・都市・交通局・建築局低入札価格調査等実施要領(愛知県建設局土木部建設総務課HP参照)第3条により、工事等の種類に応じて定められた基準価格とする。

ただし、WTO 案件の土木系設備工事については、据置価格を失格判断基準相当額とする。

基準価格は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある価格であり、契約の内容が適切に行われるかどうか判断するための詳細な調査を行うこととなる基準の価格

失格判断基準相当額は、低入札価格調査制度の失格判断基準における「予定価格(税抜き)の積算内訳」を総計したもの

<評価値のイメージ(加算点に変更がない場合)>



4 入札参加資格について

(1) 入札参加資格の設定については、「愛知県建設局、都市・交通局及び建築局一般競争入札参加資格要件設定ガイドライン」によるものとする(建設企画課HP掲載)。

設定項目	設定内容
総合点数範囲	工種別、予定価格別の総合点数範囲を設定
施工実績等要件	<p>当該工事を施工するために必要な企業及び配置予定技術者の施工実績を設定 (施工実績以外にも要件を設定する場合あり)</p> <p>【土木】 なお、以下の工事については、配置予定技術者の過去の実績を求めない(簡易型以上を適用する場合は除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域型Ⅱ*原則すべて <ul style="list-style-type: none"> *1千万円以上、5千万円未満の土木関係工事 *5千万円以上、2億円未満の土木関係工事で、配置予定技術者の能力を重視する必要がない工事 ・5千万円未満であっても技術的難易度から地域型Ⅰを適用する土木工事業、舗装工事業 <p>【建築】 なお、以下の工事については、配置予定技術者の過去の実績を求めない(簡易型以上を適用する場合は除く)。ただし、工事の技術的難易度等を考慮し、必要と考える場合は求める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域型Ⅱ*原則すべて <ul style="list-style-type: none"> *1千万円以上、1億5千万円未満の建築関係工事 ・地域型Ⅰの内、5千万円未満の建築関係工事 <p>※建築関係工事(建築工事業、管工事業、電気工事業など)</p>
地域要件	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者が概ね20者以上確保できるように「主たる営業所」の地域要件を設定 ・最小単位は建設事務所管内の区域(管内の市区町村を組み合わせた区域で参加者数が確保できれば、その区域) ・1建設事務所管内で参加者数が確保できない場合は、隣接する建設事務所を順次加える ・県内全域で参加者数が確保できない場合は、「主たる営業所」の地域要件を定めず、「愛知県内に営業所が存在すること」を設定

(2) 入札参加者の技術的能力について、発注工事と同業種※の工事实績がある場合において、過去2年間の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局発注工事(令和3年4月1日の組織再編における従前の組織の発注工事を含む。ただし、建設局、都市・交通局及び建築局の従前の組織には平成31年3月31日以前の旧振興部は含まない。)における工事成績平

均が60点以上であることを資格要件として追加する。

(3)技術提案については、以下を資格要件として追加する。

ア)標準型

「5. 落札者決定基準について」で設定する、技術提案に関する事項の各課題に対する提案があること。

イ)簡易型

「5. 落札者決定基準について」で設定する、技術提案に関する事項(簡易な施工計画)の提案があること。

5 落札者決定基準について

標準型、簡易型及び特別簡易型の落札者決定基準は原則以下のとおりとし、形式ごとの一覧表をP. 37～P. 50 に定める。

発注工事ごとの正式な落札者決定基準については、公告文の内容とする。

また、政府調達に関する協定(WTO)案件は、特別部会において案件ごとに落札者決定基準を別に定める。

5-1 評価項目

A 技術提案に関する事項

【標準型】

技術提案の内容	・工事目的物の性能・機能に関する技術提案(必須) ・社会的要請に関する技術提案
課題数	2～3
分類	3以内
提案数	5以内
評価の基準	・評価項目の設定理由を踏まえ、品質向上等に繋がる工夫のポイントが記述され、かつ、その工夫・提案に関して、具体的手法の記述内容により、効果・効用等の優位性があることに対して評価
評価方法	評価項目(課題)ごとに設定

【簡易型】

技術提案の内容	以下に関する「簡易な施工計画」(2-2. 形式の選定フロー参照) (A) 工事目的物の品質確保に大きな影響を与える施工計画及び特に配慮が必要な、その他の施工計画(安全対策、環境対策など) (B) その他の施工計画 ・(A) 以外の品質管理 ・工期短縮 ・安全対策 ・環境対策 ・その他施工上の課題 等
課題数	1～2
分類※	3以内 ※簡易型の分類については必要な場合に設定
提案数	5以内
評価の基準	(A) 標準案の確実な履行のために、「現地に即して配慮した施工方法の記載が、 <u>具体的で工夫等が見られ</u> 、かつ、 <u>履行確認できる</u> 」場合に評価…10点満点 (B) 標準案の確実な履行のために、「現地に即して配慮した施工方法の記載が、 <u>具体的</u> 、かつ、 <u>履行確認できる</u> 」場合に評価…5点満点
評価方法	有効提案数によって多段階評価(評価方法は課題ごとに設定)

B 企業の技術力に関する事項

B-① 企業評価対象工事の施工実績

評価対象	当該工事の全部又は代表的な(主たる)工種・工法	
規模	当該工事と同規模を標準とする	
対象期間	特別簡易型	過去5年間又は10年間を標準とする(工事ごとに設定) ※1
	簡易型	
	標準型	過去10年間又は15年間を標準とする(工事ごとに設定) ※1
発注元	土木関係工事	公共工事(国又は地方公共団体(特殊法人等含む)が発注した工事。以下同じ)を対象(民間工事は対象外)
	建築関係工事	公共工事のほか民間工事も対象
営業所の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・県内にある営業所(主たる営業所含む。以下同じ)が行った実績は、県外で行ったものを含めて県内すべての営業所が行った実績を認める ・県外の営業所が行った実績は、今回の入札参加者が当該営業所であった場合に、その営業所が行った実績のみ評価する 	
その他	下請けでの施工実績は認めない	

※1 前年度までの過去5年度、10年度又は15年度それぞれに、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む

<参考>

「地方公共団体」の取り扱い

地方公共団体には、普通地方公共団体のほか、特別地方公共団体（一部事務組合等）も含まれます。

(例)・名古屋港管理組合(愛知県、名古屋市)

・愛知県競馬組合(愛知県、名古屋市、豊明市)

「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」

*注意事項

・特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているので注意すること。

・旅客鉄道株式会社各社は、同法施行令第1条に規定がないため該当しません。

(2) 地方公社

① 地方道路公社法に基づき地方公共団体が設立した「道路公社」

「愛知県道路公社」(「愛知道路コンセッション株式会社」との間で建設マネジメント契約を締結したコンストラクションマネージャー(前田建設工業株式会社中部支店)を含む)、「名古屋高速道路公社」等

② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき地方公共団体が設立した「土地開発公社」

③ 地方住宅供給公社法に基づき地方公共団体が設立した「住宅供給公社」

(3) 認可(指定)法人等

公共(益)施設を設置又は整備する機関として個別の法律により国の認可、指定等を受けた愛知県が出資している法人とする。

(例)・日本下水道事業団(日本下水道事業団法)

・中部国際空港株式会社(中部国際空港の設置及び管理に関する法律)

(4) 県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」

愛知県が出えんし、愛知県知事が団体の代表となっている法人等のうち愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が所管しているもの

(例)・全国都市緑化あいちフェア実行委員会

以下の団体は、愛知県知事が団体の代表となっていないため該当しません。

・公益財団法人愛知水と緑の公社

・公益財団法人愛知県都市整備協会

*注意事項

・「公共工事」を発注することが認められる法人等に限られます。

B-② 工事成績

対象工事	地域型 I・II	土木関係工事 建築関係工事	発注工事と同業種における愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事の成績		
	広域型	土木関係工事	下水道施設における機械設備工事	発注工事と同業種における愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は日本下水道事業団発注工事の成績※2	
			上記以外	発注工事と同業種における愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事の成績 ※1	
		建築関係工事	発注工事と同業種における愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事の成績 ※1		
対象期間 及び評価	地域型 I・II	一般土木工事 及び舗装工事	次のどちらか優位な方 (イ)過去3年間の各年度最上位成績の平均点 ※3 (ロ)前年度75点以上の工事件数		
		上記以外	過去3年間の各年度最上位成績の平均点 ※3		
	広域型	過去3年間のいずれか1件の工事成績評定点 ※4			
評定範囲	地域型 I・II	土木関係工事	上限 83点以上 下限 75点以上		
		建築関係工事	上限 81点以上 下限 75点以上		
	広域型	土木関係工事	下水道施設における機械設備工事	上限 83<85>点以上 下限 76<78>点以上 日本下水道事業団の工事成績評定点は<>書きの点とする。	
			上記以外	上限 85[83]点以上 下限 77[79]点以上 中部地方整備局の工事成績評定点は[]書きの点とする。	
	建築関係工事	上限 81[80]点以上 下限 77[77]点以上 中部地方整備局の工事成績評定点は[]書きの点とする。			

- ※1 広域型における解体工事については、「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正(平成28年6月1日施行)の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」の成績も対象とする。
- ※2 日本下水道事業団発注工事の成績は、工事場所が愛知県、岐阜県、三重県又は静岡県いずれかの場合を対象とする。
- ※3 受注実績のない年度の工事成績評定点は、74点として計算する。
- ※4 前年度までの過去3年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含むが、今年度に完了した工事については、工事成績評定結果の通知書が届いているものに限る。

B-③ 優良工事表彰

対象	愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事で表彰された実績(業種は問わない)
対象期間	過去10年間(表彰状の日付で判断する) ※1

- ※1 前年度までの過去10年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む

B-④ 中長期的な担い手の確保(広域型以外)

対象	正規社員(29歳以下の若手技術者)の雇用実績 ※1、※3
対象期間	過去2年間(24ヶ月間) ※2

- ※1 該当する正規社員については、同一企業での再雇用は認めない
また、落札者決定時点で、雇用が継続していることが必要
若手技術者は採用時に29歳以下であること
- ※2 技術資料を提出する前日から過去2年間(24ヶ月間)
- ※3 技術者の定義として建設業法第7条第二号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科(国交省令で定める学科)又は施工技術検定規則第5条第1項第六号、同条第2項第一号ハ、同項第二号ハ、同項第三号ハ及び同項第四号ハの規定により、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学校・学科を卒業した者とする

対象技術検定試験一覧表

建設業法の規定に基づく技術検定試験	技術検定試験関連団体
1 級土木施工管理技術検定試験	(一財) 全国建設研修センター
2 級土木施工管理技術検定試験	
1 級管工事施工管理技術検定試験	
2 級管工事施工管理技術検定試験	
1 級電気通信工事施工管理技術検定試験	
2 級電気通信工事施工管理技術検定試験	
1 級造園施工管理技術検定試験	
2 級造園施工管理技術検定試験	
1 級建設機械施工管理技術検定試験	(一社) 日本建設機械施工協会
2 級建設機械施工管理技術検定試験	
1 級建築施工管理技術検定試験	(一財) 建設業振興基金
2 級建築施工管理技術検定試験	
1 級電気工事施工管理技術検定試験	
2 級電気工事施工管理技術検定試験	

※各団体のホームページに掲載されている指定学科・専修学校等一覧表または受験の手引きにより学校・学科を確認

B-⑤ 国家資格等の取得者(広域型以外)

対象	正規社員における国家資格等の取得者の有無 (業種は問わない) ※1、※2
対象期間	過去5年間(合格証明書等の日付で判断する) ※3、※4

- ※1 建設業法施行規則第7条の3第2号の表の下欄に掲げる者(実務経験のみによるものを除く)を対象とする
同欄に掲げる者のうち、国家資格等の取得後に実務経験を求めるものについては、実務経験は問わない
- ※2 入社後に取得したもので、落札者決定時点で雇用が継続していることが必要
- ※3 前年度までの過去5年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む
- ※4 国家資格等の種類に応じて合格証明書(合格通知書含む)、免許の登録、免状の交付又は資格者証の交付等の日付が対象期間内のものを認める

国家資格等一覧（建設業法施行規則第7条の3第2号関係）

資格区分	証明書等	資格等の種類		
建設業法「技術検定」	合格証明書 (合格通知書含む)	1級建設機械施工管理技士		
		2級建設機械施工管理技士（第一種～第六種）		
		1級土木施工管理技士		
		2級土木施工管理技士	種別 土木 鋼構造物塗装 薬液注入	
		1級建築施工管理技士		
		2級建築施工管理技士	種別 建築 躯体 仕上げ	
		1級電気工事施工管理技士		
		2級電気工事施工管理技士		
		1級電気通信工事施工管理技士		
		2級電気通信工事施工管理技士		
		1級管工事施工管理技士		
		2級管工事施工管理技士		
		1級造園施工管理技士		
		2級造園施工管理技士		
建築士法「建築士試験」	免許証	1級建築士		
		2級建築士		
		木造建築士		
技術士法「技術士試験」	合格証	建設・総合技術監理（建設）		
		建設「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		
		農業「農業農村工学」、総合技術監理（農業「農業農村工学」）H30迄の「農業土木」を含む		
		電気電子・総合技術監理（電気電子）		
		機械・総合技術監理（機械）		
		機械「熱・動力エネルギー機器」、総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」）H30迄の「熱工学」を含む		
		機械「流体機器」、総合技術監理（機械「流体機器」）H30迄の「流体工学」を含む		
		上下水道・総合技術監理（上下水道）		
		上下水道「上水道及び工業用水道」、総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）		
		水産「水産土木」、総合技術監理（水産「水産土木」）		
		森林「林業・林産」、総合技術監理（森林「林業・林産」）H30迄の「林業」を含む		
		森林「森林土木」、総合技術監理（森林「森林土木」）		
		衛生工学・総合技術監理（衛生工学）		
衛生工学「水質管理」、総合技術監理（衛生工学「水質管理」）				
衛生工学「廃棄物・資源循環」、総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）H30迄の「廃棄物管理」を含む				
電気工事士法「電気工事士試験」	免状	第1種電気工事士 第2種電気工事士		
電気事業法「電気主任技術者国家試験等」	免状	電気主任技術者（1種・2種・3種）		
電気通信事業法「電気通信主任技術者試験等」	資格者証	電気通信主任技術者		
水道法「給水装置工事主任技術者試験」	免状	給水装置工事主任技術者		
消防法「消防設備士試験」	免状	甲種消防設備士		
		乙種消防設備士		
職業能力開発促進法「技能検定」	合格証書	建築大工		
		左官		
		とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工		
		ウエルポイント施工		
		冷凍空調和機器施工・空調和設備配管		
		給排水衛生設備配管		
		配管・配管工		
		建築板金（選択科目「ダクト板金作業」）		
		タイル張り・タイル張り工		
		築炉・築炉工・れんが積み		
		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工		
		石工・石材施工・石積み		
		鉄工・製鐵		
		鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）		
		工場板金		
		建築板金・板金（選択科目「建築板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）		
		板金・板金工・打出し板金		
		かわらぶき・スレート施工		
		ガラス施工		
		塗装・木工塗装工		
		建築塗装・建築塗装工		
		金属塗装・金属塗装工		
		噴霧塗装		
		路面標示施工		
		畳製作・畳工		
		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工		
		熱絶縁施工		
		建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工		
		造園		
		防水施工		
		さく井		
		その他		地すべり防止工事士
				建築設備士
				一級計装士
基礎施工士				
解体工事施工技士				

B-⑥ 建設機械の保有

対象業種	土木関係工事のうち、土木、舗装、とび・土工、解体工事業 ※1
評価対象	建設機械の保有又は長期リース(1年以上) ※2、※3
対象期間	公告日時点において保有又はリース期間中であること ※4

※1 土木工事業の内、プレストレストコンクリート(PC)工事は評価対象外

※2 元請け企業としての保有又は長期リースに限り、下請け企業(協力企業)の所有、又は他の元請け企業及び下請け企業との共有名義による保有又はリースは認めない

※3 対象機種のご組合せは問わない(同一機種のご複数保有も認める)

舗装機械・締固め用機械及び解体用機械については、下表の内いずれか1機種で1台と認める

入札に参加する営業所による限定はせず、元請け企業としての所有を認め、建設機械の保管場所は県内に限定しない

※4 公告日時点で保有又は1年以上の長期リース期間が契約書等により確認できるものを認める

対象機種・規格は以下のとおり

機種	規格
ブルドーザー	自重が3t 以上のもの
ショベル系掘削機	
トラクターショベル	バケット容量0.4m ³ 以上のもの
ダンプ車	ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ、土砂等の運搬に供されるもの
移動式クレーン	吊り上げ能力が3t 以上のもの
高所作業車	作業床の高さ2m 以上のもの
舗装機械・締固め用機械	
アスファルトフィニッシャ	
モーターグレーダー	
タイヤローラー	
ロードローラー	
振動ローラー	
ハンドガイドローラー	
解体用機械	
ブレーカ	
鉄骨切断機	
コンクリート圧砕機	
解体用つかみ機	

B-⑦ ICT活用工事の取組実績

対象業種	土木関係工事のうち、土木、舗装、しゅんせつ、とび・土工工事業 ※1
評価対象	・愛知県建設局又は都市・交通局発注工事における「ICT建設機械による施工」の取組実績で、取組証が発行されていること ・発注工事と同業種の工事での取組に限る ※2
対象期間	過去1年間(取組証に記載の引渡し年月日で判断する) ※3、※4

※1 土木工事業の内、プレストレストコンクリート(PC)工事は評価対象外

※2 土木工事業(PC工事除く)ととび・土工工事業での実績は等しく評価する

※3 前年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む

※4 取組証に引渡し年月日の記載がない場合、別途引渡し年月日が確認できる資料を求める

B-⑧ ISO9000シリーズの取得

(土木関係工事の地域型・特別簡易型及び建築関係工事の地域型)

対象	原則、今回の入札に参加する営業所がISO9001に認証されていること
営業所の取扱い	ただし、設備系工事などは、認定部門で指定し、営業所の認証までは求めない

本評価項目を採用する形式等は、原則以下のとおり

	土木関係工事		建築関係工事	
	地域型 I・II	広域型	地域型 I・II	広域型
特別簡易型	○	×	○	×
簡易型	×	×	○	×
標準型		×		×

C 配置予定技術者の能力に関する事項

C-① 技術者評価対象工事の施工実績(地域型Ⅱ以外)

対象経験	元請けとして行った工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての経験を求める ただし、工事の途中で交代している場合は、評価対象工事の経験※1があることをコリンズ等で証明できること(コリンズの変更届があり実施工程表で確認できるものに限る) 監理技術者補佐として従事した経験については、専任で従事した経験に限る	
評価対象	当該工事の全部又は代表的な(主たる)工種・工法	
規模	当該工事の 2/3程度の規模 を標準とする	
対象期間	特別簡易型 簡易型	過去5年間又は10年間を標準とする(工事ごとに設定) ※2
	標準型	過去10年間又は15年間を標準とする(工事ごとに設定) ※2
発注元	土木関係工事	公共工事(国又は地方公共団体(特殊法人等含む)が発注した工事。以下同じ)を対象(民間工事は対象外)
	建築関係工事	公共工事のほか民間工事も対象

※1 評価対象工事に係る一連の工程に従事していること

※2 前年度までの過去5年度、10年度又は15年度それぞれに、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む

C-② 工事成績(地域型Ⅱ以外)

対象	<p>監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を評価する。</p> <p>工事の途中で交代している場合は、工期の半分以上、かつ、完了時まで従事した者の実績を認める。なお、工場製作が伴う場合は、現場作業期間の半分以上、かつ、完了時まで従事した者の実績を認める</p> <p>監理技術者補佐として従事した経験については、専任で従事した経験に限る</p>				
対象工事	地域型Ⅰ	土木関係工事 建築関係工事	発注工事と同業種における愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事の成績 ※1		
	広域型	土木関係工事	下水道施設における機械設備工事	発注工事と同業種における愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は日本下水道事業団発注工事の成績※2	
			上記以外	発注工事と同業種における愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事の成績 ※1	
		建築関係工事	発注工事と同業種における愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事の成績 ※1		
対象期間及び評価	地域型Ⅰ	過去5年間の最上位成績点 ※3			
	広域型	過去5年間のいずれか1件の工事成績評定点 ※3			
評定範囲	地域型Ⅰ	土木関係工事	上限 83点以上 下限 75点以上		
		建築関係工事	上限 81点以上 下限 75点以上		
	広域型	土木関係工事	下水道施設における機械設備工事	上限 83<85>点以上 下限 76<78>点以上 日本下水道事業団の工事積関評定点は<>書きの点とする。	
			上記以外	上限 85[83]点以上 下限 77[79]点以上 中部地方整備局の工事成績評定点は[]書きの点とする。	

		建築関係工事	上限 81[80]点以上 下限 77[77]点以上 中部地方整備局の工事成績評定点は[]書きの点とする。
--	--	--------	---

- ※1 解体工事については「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正(平成28年6月1日施行)の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」の成績も対象とする。
- ※2 日本下水道事業団発注工事の成績は、工事場所が愛知県、岐阜県、三重県又は静岡県いずれかの場合を対象とする。
- ※3 前年度までの過去5年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含むが、今年度に完了した工事については、工事成績評定結果の通知書が届いているものに限る。

C-③ CPD実績

対象	土木関係工事	建設系CPD協議会加盟団体のうちから1団体のみ認める ※1
	建築関係工事	建築CPD情報提供制度(運営:建築CPD運営会議)によるCPD実績
対象期間	土木関係工事	前年度までの過去2年度と、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む期間内
	建築関係工事	前年度と当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む期間内
評価	土木関係工事(広域型)	対象期間のうち任意の1年間(12ヶ月間)で1年間の推奨単位(※2)を取得、もしくは2年間(24ヶ月間)で1年間の推奨単位を取得
	土木関係工事(地域型Ⅰ・Ⅱ)	対象期間のうち任意の2年間(24ヶ月間)で、1年間の推奨単位(※2)を取得、もしくは、推奨単位の半分を取得
	建築関係工事	対象期間のうち任意の1年間(12ヶ月間)の取得単位 ※3

- ※1 証明発行団体以外の団体の取得単位はCPD単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めることとする
- ※2 推奨単位については、加盟団体ごとの推奨単位とする
- ※3 1年間の推奨単位は12単位

<参考>建設系CPD協議会の推奨基準例

R5.1

建設系CPD協議会	単位	1年間の推奨基準	備考
全国土木施工管理技士会連合会	ユニット	20	
土木学会	CPD単位	50	
日本技術士会	CPD時間	50	

※加盟団体、年間推奨単位等に変更されることがあるため、建設系CPD協議会のウェブサイト等により確認を行うこと。

CPD制度運営団体

R6.4

	土木関係工事	建築関係工事
団体名	建設系 CPD 協議会	建築 CPD 運営会議 (建築 CPD 情報提供制度)
目的	建設系分野に係わる技術者の能力の維持・向上を支援するため、関係学会および協会間での CPD (継続教育) の推進に係わる連絡や調整を図る	建築・設備関連団体が管理する建築士等の建築 CPD 実績をデータベースで統合的に管理し、地方公共団体の公共工事の設計者選定、設計プロポーザル審査、建築士事務所登録、公共工事入札参加資格審査等へ活用するための CPD 実績情報提供などの用途に活用
設立	平成 15 年 7 月 25 日	平成 18 年 4 月 11 日
加入団体 (会員)	空気調和・衛生工学会 建設業振興基金 建設コンサルタント協会 交通工学研究会 地盤工学会 森林・自然環境技術教育研究センター 全国上下水道コンサルタント協会 全国測量設計業協会連合会 全国土木施工管理技士会連合会 全日本建設技術協会 土質・地質技術者生涯学習協議会 土木学会 日本環境アセスメント協会 日本技術士会 日本建築士会連合会 日本コンクリート工学会 日本造園学会 日本都市計画学会 農業農村工学会	国土交通省 日本建築士会連合会 日本建築士事務所協会連合会 日本建築家協会 日本建設業連合会 日本建築学会 建築設備士関係団体 CPD 協議会※ 日本建築構造技術者協会 建設業振興基金 建築技術教育普及センター ※建築設備士関係団体 CPD 協議会参加団体 空気調和・衛生工学会 建築設備技術者協会 電気設備学会 日本設備設計事務所協会 建築技術教育普及センター
事務局	建設業振興基金 (2022-2024 年度) (会長選出団体)	建築技術教育普及センター
1 年間の 推奨単位	12 ~ 50 (団体毎に異なる)	12

C-④ 資格保有(地域型Ⅱ)

対象資格	土木関係工事	一般土木工事 舗装工事 プレストレストコンクリート(PC)工事 鋼構造物工事 とび・土工工事 しゅんせつ工事 解体工事	1級土木施工管理技士
			2級土木施工管理技士[土木]
		塗装工事	1級土木施工管理技士
			2級土木施工管理技士 [鋼構造物塗装]
		造園工事	1級造園施工管理技士
			2級造園施工管理技士
	建築関係工事	一般建築工事 及び解体工事	1級建築施工管理技士
			2級建築施工管理技士[建築]
		管工事	1級管工事施工管理技士
	2級管工事施工管理技士		
	土木・建築共通	電気工事	1級電気工事施工管理技士
			2級電気工事施工管理技士
電気通信工事		1級電気通信工事施工管理技士	
		2級電気通信工事施工管理技士	

※ 表に記載のない工事を発注する場合は、該当する主任技術者等の資格を設定する。

D 地域精通度・地域貢献度

D-1 土木①・建築① 地域内での拠点的の有無(地域型 I・II)

主たる営業所所在地(広域型)

対象	地域型 I・II	・建設業の許可を登録している営業所が工事場所の地域内にあることを評価する ・その営業所で発注工事と同業種の営業が認められているものに限る
	広域型	主たる営業所が工事場所の近くにあることを評価する
地域内の範囲	地域型 I・II	管内及び市町村(旧市町村)内
	広域型	愛知県内又は地域内(管内)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事場所が複数の事務所管内や市町村に跨るときは、双方の地域を等しく評価する ・工事場所が事務所管外にある場合も、原則、発注事務所管内及び工事場所のある管内を等しく評価する 	

D-1 土木②・建築② 県内又は地域内での公共工事施工実績(土木関係工事)

企業評価対象工事の施工実績(建築関係工事)

対象箇所	土木関係工事	地域型 I・II	市町村(旧市町村)内
		広域型	県内、管内又は市町村(旧市町村)内
	建築関係工事	地域型 I・II	管内及び市町村内
		広域型	管内
対象工事	土木関係工事	発注工事と同業種の公共工事 ※1、※2 (下請の施工実績は認めない)	
	建築関係工事	「企業評価対象工事の施工実績」と同様 (下請の施工実績は認めない)	
対象期間	土木関係工事	地域型 I・II	過去 5年間 ※3
		広域型	過去10年間 ※3
	建築関係工事	「企業評価対象工事の施工実績」と同様	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・工事場所が複数の事務所管内や市町村に跨るときは、双方の地域を等しく評価する ・工事場所が事務所管外にある場合も、原則、発注事務所管内及び工事場所のある管内を等しく評価する 		

※1 解体工事における同業種の扱いは、「解体工事業」に加え、建設業法改正(平成28年6月1日施行)の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」の実績も対象とする

※2 PC工事、法面処理工事等、工事の種類を指定する必要がある場合は、工事の種類を指定する

※3 前年度までの過去5年度又は10年度それぞれに、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む

Dー土木③ 防災協定等に基づく協定締結及び活動実績(土木関係工事)※12

協定 締結	協定の 種類	防災 協定等	愛知県	愛知県公共土木施設防災安全協定※1
			市町村	県内市町村との公共土木施設※2に関する防災協定等
	対象	地域型 I・II	愛知県又は県内市町村との現在の協定締結状況 ※3	
		広域型	愛知県との現在の協定締結状況	
活動 実績 (実働)	協定の 種類	防災 協定等	愛知県	愛知県公共土木施設防災安全協定※1
			市町村	県内市町村との公共土木施設※2に関する防災協定等
		包括協定	愛知県との包括協定※4	
	対象 ※5	地域型 I・II	防災協定等による活動実績の件数 ※3 包括協定に基づく防災活動実績の件数	
		広域型	防災協定等による活動実績の有無 ※6 包括協定に基づく防災活動実績の有無	
	対 象 期間	地域型 I・II	防災協定等による活動実績は過去3年間 ※7 包括協定に基づく防災活動実績は過去5年間 ※8	
広域型		防災協定等による活動実績は過去3年間 ※7 包括協定に基づく防災活動実績は過去5年間 ※8		
活動 実績 (訓練)	協定の 種類	防災 協定等	愛知県	愛知県公共土木施設防災安全協定※1
			市町村	県内市町村との公共土木施設※2に関する防災協定等
		包括協定	愛知県との包括協定※4	
	対象 ※5	地域型 I・II	防災協定等による防災訓練の件数 ※9 包括協定に基づく防災訓練の件数 ※10	
		広域型	防災協定等による防災訓練の有無 ※6 包括協定に基づく防災訓練の有無 ※10	
対 象 期間	全て	防災訓練は前年度1年間 ※11		

※1 「愛知県公共土木施設防災安全協定」に基づく次の内容を対象とする

- ・巡視業務又は災害応急工事
- ・緊急維持修繕工事
- ・道路雪氷対策業務

※2 公共土木施設とは「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となる次の施設
河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止
施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道、公園

※3 県と市町村の加算点の合算はできない。

※4 包括協定は、平成25年3月21日に以下の団体と締結した「災害時における愛知県
建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定」を対象とする

- ・(一社)愛知県建設業協会
- ・(一社)愛知県土木研究会
- ・(一社)日本建設業連合会中部支部

※5 活動実績は現場における実働を対象とする

包括協定に基づく活動実績は団体に加盟している企業が出動要請を受け、出動応諾した企業に限り実績を認める

※6 愛知県建設局又は都市・交通局と締結した協定に基づくものに限る。市町村と締結した協定に基づくものは評価対象外

※7 前年度までの過去3年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む

※8 前年度までの過去5年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む

※9 全ての防災訓練は、愛知県建設局、都市・交通局又は県内市町村が主催する訓練に限る

※10 包括協定に関する防災訓練は出動に応諾した企業のみ、出動応諾書により認める

※11 防災訓練は前年度1年間の実績に限定する

※12 「協定締結」及び「防災協定等の活動実績(実働・訓練)」については、「PC、鋼構造物、塗装、土木系設備工事」は評価対象外。ただし、「包括協定に基づく活動実績(実働・訓練)」は対象とする。

(参考)

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定(包括協定)」の概要

地震、風水害その他の災害が発生し、愛知県が管理する公共土木施設が被災した場合に、被害の拡大防止と迅速な災害復旧を行うため、現在はエリアや区間を分割して、地元建設業者と建設事務所長(9建設事務所及び2港務所)が個別に公共土木施設防災安全協定を締結している。

しかしながら、建設事務所の範囲を超え、愛知県全域に渡るような災害が生じた場合の対応の備えとして、全県各地に速やかに復旧活動が行えるように全県に渡って組織されている業団体で対応できるようにするため、協定を締結しているが、この協定が「包括協定」である。

「包括協定」は、平成25年3月21日に以下の建設業団体と協定を締結している。

- ・(一社)愛知県建設業協会
- ・(社)愛知県土木研究会
- ・(社)日本建設業連合会中部支部

D-1 建築③ 応急修理等に関する協定の状況(建築関係工事)

協定の種類	愛知県との応急修理等に関する以下のいずれかに関する協定の締結状況 ・災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設 ・災害時における被災住宅の応急修理	
協定締結	地域型	協定の締結期間に応じた評価 ※1
	広域型	協定締結の有無のみを評価 ※1

※1 協会等の団体が協定を結んでいる場合には、当該協会等からの「その協定に係る企業である旨」の証明により認める

■災害時における被災住宅の応急修理に関する協定締結団体

- ・愛知県建設業協会
- ・全愛知建設労働組合
- ・愛知建設労働組合
- ・尾張設備安全防災協議会
- ・愛知県建設組合連合
- ・愛知県建築組合連合会
- ・愛知県建築技術研究会
- ・三河管工業者協議会

- ・名古屋設備業協会
 - ・愛知電業協会
 - ・愛知県電気工事業工業組合
 - ・愛知県空調衛生工事業協会
 - ・愛知県管工事業協同組合連合会
 - 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定締結団体
 - ・プレハブ建築協会
 - ・全国木造建設事業協会
 - ・日本ツーバイフォー建築協会東海支部
 - ・日本ムービングハウス協会
 - ・日本木造住宅産業協会
- ※協定締結団体は変更されることがあるため、ウェブサイト等で確認すること

Dー土木④・建築④ ボランティア活動実績(地域型Ⅰ・Ⅱ)

安全まちづくり	対象	土木関係工事及び建築関係工事
	種類	「愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業」の登録活動
	対象期間	前年の1年間(1月1日から3月31日までに公告されたものは前々年) ※1
建設行政	対象	土木関係工事のみ
	種類	以下のいずれかの活動 ア) 愛知県建設局又は都市・交通局のアダプトプログラム関連事業 ・愛・道路パートナーシップ ・河川愛護事業 ・海岸愛護事業 ・港湾・漁港海岸愛護事業 イ) 愛知県建設局又は都市・交通局が参加、後援、届出承認などで公認している道路・河川・公園等の清掃活動実績
	対象期間	前年度の1年間。ただし、上記ア)の活動については、前年度の1年間に技術資料を提出する日の前日までを含む。

※1 安全まちづくり活動は、1月1日から12月31日までの活動であり、翌年の1月末日までに県民安全課へ活動報告書を提出しているものに限る

Dー建築⑤ 愛知県被災建築物応急危険度判定士(建築関係工事の地域型Ⅰ・Ⅱ)

対象	当該企業の正規社員又は常勤役員等における「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無※1、※2
----	---

※1 技術資料を提出する前日及び落札者決定時点で有効期間内であるものを認める

※2 落札者決定時点で、当該正規社員の雇用が継続していること又は当該常勤役員等が退任していないものに限る

Dー土木⑤・建築⑥

あいち女性輝きカンパニー認証又は女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定)(広域型)

対象	あいち女性輝きカンパニーの認証※1又は女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定)※2の有無
----	---

※1 認証書に記載の認証年月日が、当該工事の技術資料を提出する日の前日までの場合に認める。

※2 基準適合一般事業主認定通知書又は基準適合認定一般事業主認定通知書に記載の通知年月日が、当該工事の技術資料を提出する日の前日までの場合に認める。

女性の活躍促進宣言(地域型Ⅰ・Ⅱ)

対象	女性の活躍促進宣言の有無 ※1
----	-----------------

※1 女性の活躍促進宣言受理証明書に記載の受理日が、当該工事の技術資料を提出する日の前日までの場合に認める。

D-土木⑥ 週休2日制工事の取組実績(土木関係工事)

対象及び 評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県建設局又は都市・交通局発注工事において完全週休2日制工事の取組証又は週休2日制工事の取組証が発行された工事 ・加算点は最大1点とし、完全週休2日制工事の取組証1件で1点、週休2日制工事の取組証1件につき0.5点で、その合計点により評価 ・発注工事と同業種の工事での取組に限る ※1
対象期間	過去1年間(取組証に記載の引渡し年月日で判断する) ※2、※3

※1 PC工事、法面処理工事等、工事の種類を指定する必要がある場合は、工事の種類を指定する。

※2 前年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む。

※3 取組証に引渡し年月日の記載がない場合、別途引渡し年月日が確認できる資料を求める

D-土木⑦・建築⑦ ISO14000シリーズの取得(土木関係工事の地域型Ⅱ以外)

対象	原則、今回の入札に参加する営業所がISO14001に認証されていること
----	-------------------------------------

5-2 加算点

各評価項目の加算点は、p. 37～50「愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式の標準加算点表」及び別表1～10のとおりとする。

6 共同企業体の取扱いについて

各評価項目の共同企業体の扱いについては、以下の表1及び表2のとおりとする。

表1 共同企業体での入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い（単体及び経常建設共同企業体での入札）

今回入札	過去実績	入札参加資格				総合評価項目									
		企業施工実績	配置予定技術者施工経験	2年平均工事成績	企業施工実績	企業工事成績	優良工事	中長期的な担い手の確保・国家資格等の取得者・建設機械の保有・ISO9001	ICT活用工事	配置予定技術者の施工実績・工事成績・CPD・資格保有	営業所・災害協定等・応急修理・ボランティア・応急危険度判定士・ISO14001	県内公共工事実績（土木）	地域内企業施工実績（建築）	あいち女性輝きカンパニーの認証・えるぼし認定・プラチナえるぼし認定・女性の活躍促進宣言	完全週休2日制工事・週休2日制工事
単体	単体	該当工事全部を認める	該当工事全部を認める	該当業種工事全部を対象とする	県内の営業所実績（県外工事も該当）を認める	該当業種工事全部を対象とする	県内の営業所実績を認める	制限なし	制限なし	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を認める	制限なし	該当業種工事全部を認める	県内の営業所実績を認める	制限なし	制限なし
	経常JV	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする		対象としない	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	ただし施工実績、工事成績、CPD及び資格保有は同一のものとする	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	特定JV			出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める		実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める
経常JV	単体	経常JVとしての実績がなければ、単体実績を認める	該当工事全部を認める	対象としない	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	実績として認めない	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての実績を認める	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	実績として認めない	実績として認めない	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	実績として認めない
	経常JV	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする（注2参照）		全構成員が同じである経常JVでの該当業種工事全部を対象とする	経常JVの実績がある場合、全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	全構成員が同じである経常JVでの該当業種工事全部を対象とする	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	ただし施工実績、工事成績、CPD及び資格保有は同一のものとする	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める	経常JV構成員のいずれか1者が該当すれば認める	全構成員が同じである経常JVでの実績を認める
	特定JV			対象としない	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない

注1) 本件工事に、単体で入札参加する場合は「今回入札」欄で「単体」の範囲を、経常共同企業体で入札する場合は「経常JV」の範囲を選びます。次に、過去の実績として、例えば、単体での実績であれば「過去実績」の「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行を選びます。選んだ行と、「入札参加資格」の項目（「企業施工実績」、「2年平均工事成績」等）の列や「総合評価項目」の項目（「企業施工実績」、「建設機械の保有」等）の列がクロスする欄に、実績等の取扱いが記載されています。

注2) 経常JVは、全ての構成員が同じもののみ同一の企業体として扱いますので、入札参加資格でも過去の施工実績は同一と見なせる企業体での実績が原則です。ただし、そうした工事実績がない場合には、過去の特定及び経常JVでの実績を単体実績扱いとして入札参加資格を審査します。

表 2 共同企業体での入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い（特定建設工事共同企業体での入札）

今回入札	過去実績	入札参加資格			総合評価項目										
		企業施工実績	配置予定技術者 施工経験	2年平均 工事成績	企業施工実績	企業工事成績	優良工事	中長期的な担い 手の確保・国家 資格等の取得 者・建設機械の 保有・ISO9 001	ICT活用工事	配置予定技術者 の施工実績・工 事成績・CP D・資格保有	営業所・災害協 定等・応急修 理・ボランティア ・応急危険度 判定士・ISO 14001	県内公共工事 実績（土木）	地域内企業 施工実績 （建築）	あいち女性輝き カンパニーの認 証・えるぼし認 定・プラチナえ るぼし認定・女 性の活躍促進宣 言	完全週休2日制 工事・週休2日 制工事
特定JV	単体	該当工事全部を認 める	該当工事全部を認 める	今回入札JV全構 成員各々について 該当業種工事全部 を対象とする	今回入札JV構 成員のいずれか1者 の県内営業所実績 （県外工事も該 当）を認める	今回入札JV代 表構成員の該当業 種工事全部を対 象とする	今回入札JV構 成員のいずれか1者 の県内の営業所実 績を認める	今回入札JV構 成員のいずれか1者 が該当すれば認め る	今回入札JV構 成員のいずれか1者 の実績を認める	代表構成員が配置 する技術者の、元 請工事における監 理技術者、監理技 術者補佐、主任技 術者又は現場代理 人としての実績を 認める ただし施工実績、 工事成績及びCP Dは同一人のもの とする	今回入札JV構 成員のいずれか1者 が該当すれば認め る	今回入札JV構 成員のいずれか1者 の該当業種工事全 部を認める	今回入札JV構 成員のいずれか1者 の県内営業所実績 を認める	今回入札JV構 成員のいずれか1者 が該当すれば認め る	今回入札JV構 成員のいずれか1者 の実績を認める
	経常JV	出資比率20%以 上のもののみ単 体と同様の扱いと して対象とする		対象としない	実績として認め ない	対象としない	実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない		実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない	実績として認め ない
	特定JV	出資比率20%以 上のもののみ単 体と同様の扱いと して対象とする		出資比率20%以 上のもののみ単 体と同様の扱いと して対象とする	出資比率20%以 上のもののみ単 体と同様の扱いと して認める	出資比率20%以 上のもののみ単 体と同様の扱いと して対象とする	出資比率20%以 上のもののみ単 体と同様の扱いと して認める	実績として認め ない	出資比率20%以 上のもののみ単 体と同様の扱いと して認める		実績として認め ない	出資比率20%以 上のもののみ単 体と同様の扱いと して認める	出資比率20%以 上のもののみ単 体と同様の扱いと して認める	実績として認め ない	出資比率20%以 上のもののみ単 体と同様の扱いと して認める

注1) 過去の実績として、例えば、単体の実績であれば「過去実績」の「単体」の行、特定JVでの実績なら「特定JV」の行を選びます。選んだ行と、「入札参加資格」の項目（「企業施工実績」、「2年平均工事成績」等）の列や「総合評価項目」の項目（「企業施工実績」、「建設機械の保有」等）の列がクロスする部分に、実績等の取扱いが記載されています。

注2) 入札参加資格要件においていずれかの構成員に地域要件がある場合は、「企業の技術力」及び「配置予定技術者の能力」については広域型の評価項目を、「地域精通度地域貢献度」については地域型の評価項目を適用します。

注3) 「企業施工実績」「優良工事」について、今回入札JVと過去実績JVが同一の企業で構成される場合、実績件数を重複して認めません。

7 加算点の申告について

(1) 入札参加者による加算点申告書の作成

- 評価項目「企業の技術力に関する事項」、「配置予定技術者の能力に関する事項」及び「地域精通度・地域貢献度」の加算点については、入札参加者が加算点申告書を作成し、参加申込と同時に提出するものとする。

(2) 落札候補者の決定及び事後審査方式

- 「技術提案に関する事項」の加算点(標準型及び簡易型のみ)と加算点申告書の加算点を足した合計加算点と入札価格から各入札参加者の評価値を計算し、評価値が最も高い入札参加者を落札候補者とする。
- 落札候補者のみ事後審査を行う。

(3) 事後審査によるペナルティ

- 落札候補者となり事後審査によって、過大な加算点となっている評価項目が判明した場合、ペナルティとしてその評価項目について審査した加算点から減点を行うものとする。
- 減点は下記の計算式のとおりとする。
- ただし、入札参加者の申告した加算点が過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しはしないものとする。

減点＝入札参加者が申告した加算点－審査した加算点

計算例：審査した加算点1点、入札参加者が申告した加算点2点

減点＝2点－1点＝1点

審査した加算点1点、入札参加者が申告した加算点3点

減点＝3点－1点＝2点

※従来は、減点後の加算点のみを公表としていたが、企業の本来の加算点と減点を区別するため、審査後の加算点と減点を別々に公表することとした(計算式の書き方は変わったが、算出される減点の内容に変更はない)。

- 事後審査の結果、落札候補者の評価値が次順位の評価値を下回った場合は、次順位の評価値の者を新たな落札候補者とし、事後審査を行う。

8 技術提案の履行確認等について

- 原則、技術提案資料のとおり施工するものとする。ただし、施工することが望ましくないとして監督員があらかじめ指示した内容については施工してはならない。
- 監督・検査により技術提案の履行の確認を行う(履行確認の方法は、予め監督員と請負者で協議して定めるが、提案項目ごとの最初の確認は原則として立会確認とする)。
- 請負者の責により技術提案の内容の不履行が認められた場合は、再度の施工をしなければならない。しかし、再度施工が困難あるいは合理的でない等の理由で不履行が確定した場合、工事成績点の減点に加えて契約金額の減額を行うものとする。ただし、契約金額の減額は標準型において評価された技術提案が不履行となった場合とする。
- 工事成績点は10点を限度に提案数に対する不履行の割合で減点する〔簡易型、標準型〕。
 - 例1) 提案数が2で不履行が1のとき 減点 = $10 \text{点} * 1 \div 2 = 5.0 \text{点}$
 - 例2) 提案数が3で不履行が1のとき 減点 = $10 \text{点} * 1 \div 3 = 3.3 \text{点}$
 - 例3) 提案数が3で不履行が2のとき 減点 = $10 \text{点} * 2 \div 3 = 6.6 \text{点}$(小数第2位を切り捨て)

- 契約額の減額Cは次式による〔標準型〕。

$$C = \text{当初契約額} \times \{1 - (100 + \text{不履行時の加算点}^*) \div (100 + \text{契約時の加算点})\}$$

※不履行時の加算点は、不履行となった技術提案の加算点相当分をマイナスした合計加算点とする。

例1) 不履行となった技術提案が2つで、評価点が2点だったとき

$$\text{不履行時の加算点} = \text{契約時の加算点} - 2 * 2 \text{点}$$

例2) 不履行となった技術提案が1つで、評価点が3点だったとき

$$\text{不履行時の加算点} = \text{契約時の加算点} - 1 * 3 \text{点}$$

10 手続きフロー

フロー	期間※ ¹	入札参加者	発注者
公告 ↓	14日	・技術資料(技術提案※ ² 、加算点申告表等)の作成 ・本案件に関する質問	・質問受付及び回答
入札参加申込受付 ↓ 技術提案の審査※ ² ↓	1～14日	・入札参加申込書の提出 ・技術資料の提出	・技術提案の審査※ ² ・意見聴取(委員会開催)※ ²
入札・開札 ↓ 落札候補者への通知 ↓ 事後審査資料の受付 ↓ 事後審査 ↓	7～14日	・入札書、工事費内訳書の提出	・開札、評価値の計算 ・落札候補者の決定
落札者決定 ↓ 入札結果の通知と公表 ↓ 契約		・事後審査資料の提出	・事後審査資料の審査 ・加算点の見直し ・評価値の再計算※ ³
	7日		・落札者の決定(審査会開催)
			・技術評価点の値に関する質問受付及び回答

※¹ 簡易型、特別簡易型の標準的な期間(土日含む)

※² 簡易型の場合のみ

※³ 評価値の再計算の結果、落札候補者の評価値が次順位の評価値を下回った場合は、次順位の評価値の者を新たな落札候補者とし、事後審査を行う。

愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式(建設工事)における適用及び形式選定基準表

落札方式	予定価格	形式	種別	工事の種類
総合評価落札方式	1千万円以上 5千万円未満	特別簡易型	広域型	PC、鋼構造物、法面、設備系
			地域型 I	難易度により全工種適用可 ※1、※4
			地域型 II	全工種 ※1、※4
	【土木関係工事】 5千万円以上 2億円未満	特別簡易型	広域型	PC、しゅんせつ、鋼構造物、法面、設備系
			地域型 I	全工種(建築関係工事除く)、ただし難易度により建築関係工事も適用可 ※2、※4
			地域型 II	全工種 ※2、※4
	【建築関係工事】 5千万円以上 1億5千万円未満	簡易型	広域型	PC、しゅんせつ、鋼構造物、法面、設備系
			地域型 I	全工種
			地域型 II	全工種
	【土木関係工事】 2億円以上 WTO適用基準額未満	特別簡易型	広域型	設備系
			地域型 I	一般土木・舗装工事等 ※3
			地域型 II	一般土木・舗装工事等 ※3
【建築関係工事】 1億5千万円以上 WTO適用基準額未満	簡易型	広域型	PC、しゅんせつ、鋼構造物、法面、設備系	
		地域型 I	一般土木・舗装工事等 ※3	
		標準型	全工種	
上記以外 (価格競争)	1千万円以上			総合評価落札方式の適用が不適当な工事又は予定価格5千万円未満の簡易な工事

(共通)

注) 工事の内容に応じて、予定価格によることなく、高度な形式に変更することができる。

なお、上表の区分で該当する形式より簡易な形式に変更する場合は、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価審査委員会通常部に諮り、審査する。

注) 上表以外のWTO対象工事の総合評価落札方式については、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価審査委員会特別部に諮り、審査する。

(土木関係工事)

注) 設備系とは、水道、機械、電気、管及び電気通信工事をいう。

※1 地域型で予定価格1千万円以上、5千万円未満の工事については、原則、地域型IIを適用するが、特に技術力を要する工事や安全対策に配慮が必要な工事は地域型Iを適用できる。

※2 地域型で予定価格5千万円以上、2億円未満の工事については、配置予定技術者の能力を重視する必要がある工事は原則、地域型Iを適用し、それ以外の工事は原則、地域型IIを適用する。

※3 一般土木・舗装・塗装・とび土工・建築関係工事・解体など、PC・しゅんせつ・鋼構造物・法面・設備系以外の工事

(建築関係工事)

※4 予定価格1千万円以上、1億5千万円未満の工事については、原則、地域型IIを適用するが、特に技術力を要する工事や安全対策に配慮が必要な工事は地域型Iを適用できる。

注) 種別の分類

種別	
広域型	下記以外の工事とする。
地域型	入札参加企業の主たる営業所の所在を愛知県内又は愛知県内の一部地域に限定する工事とする。
地域型 I	企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域精進度・地域貢献度を総合的に評価するもの
地域型 II	企業の技術力を基本として、配置予定技術者の能力に関する評価項目等を軽減したもの(技術者育成型)

注) 形式の分類

形式	審査内容	評価項目
特別簡易型	施工実績や工事成績などから施工の適切性・確実性を審査する工事	企業の技術力 配置予定技術者の能力 地域精進度・地域貢献度
簡易型	(A) 特別簡易型の審査内容に加え、品質・出来形管理、工期短縮、安全対策又は環境対策等に関する簡易な施工計画を求め、標準案に対する工夫等により、施工能力等の技術力を審査する工事	簡易な施工計画(課題数1~2) 企業の技術力 配置予定技術者の能力 地域精進度・地域貢献度
	(B) 特別簡易型の審査内容に加え、品質・出来形管理、工期短縮、安全対策又は環境対策等に関する簡易な施工計画を求め、標準案に対する施工能力等の技術力を審査する工事	簡易な施工計画(課題数1) 企業の技術力 配置予定技術者の能力 地域精進度・地域貢献度
標準型	特別簡易型の審査内容に加え、工事目的物の性能・機能に関する技術提案等を求め、工事品質をより向上させる高度な技術力を審査する工事	技術提案(課題数2~3) 企業の技術力 配置予定技術者の能力 地域精進度・地域貢献度

令和6年度 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式の標準加算点表(1)

【土木関係工事】

対象業種：土木、舗装、しゅんせつ、造園、鋼構造物、とび・土工、解体工事、塗装、土木系設備(機械、電気、電気通信)

形式		標準型		簡易型				特別簡易型						備考								
対象金額		2億円以上		5千万円以上				1千万円以上														
種別		広域型		広域型		地域型 I		広域型		地域型 I		地域型 II										
加算点		59.5	~	61.5	34.5	~	41.5	39.5	~	46.5	29.5	~	31.5	35.5	~	37.5	27.5	~	29.5	()は、※1が[]、※2が【 】、※3が<>の場合		
		(55.5)	~	(57.5)	(30.5)	~	(37.5)	(33.5)	~	(40.5)	(25.5)	~	(27.5)	(29.5)	~	(31.5)	(23.0)	~	(25.0)			
評価値計算		除算方式				除算方式				除算方式												
評価項目及び配点		項目	配点		項目	配点		項目	配点		項目	配点		項目	配点							
技術提案	技術提案	○	30																			
	簡易な施工計画	○	5	又は	10	○	5	又は	10													
企業の技術力	施工実績	○	3		○	3		○	3		○	3		○	3							
	工事成績	○	5		○	5		○	5		○	5		○	5							
	優良工事表彰	○	2		○	2		○	2		○	2		○	2							
	中長期的な担い手の確保							○	1					○	1							
	国家資格等の取得者							○	1					○	1							
	建設機械の保有	○	1	[0]	○	1	[0]	○	1	[0]	○	1	[0]	○	1	[0]	※1					
	ICT活用工事の取組実績	○	2	[0]	○	2	[0]	○	2	[0]	○	2	[0]	○	2	[0]	※2					
	ISO9000										○	1		○	1							
小計		13			13			15			13			16			16					
配置予定技術者の能力	施工実績	○	2		○	2		○	1		○	2		○	1							
	工事成績	○	5		○	5		○	5		○	5										
	資格保有													○	2							
	CPD実績	○	2		○	2		○	2		○	2		○	2							
	小計		9			9			8			9			8			4				
地域精進度 地域貢献度	地域内の拠点有無	○	0	~	2	○	0	~	2	○	0	~	2	○	0	~	2	○	0	~	2	
	県内(地域内)の施工実績	○	3		○	3		○	1		○	3		○	1		○	1				
	防災協定等及び活動実績	○	2	<1>	○	2	<1>	○	6	<3>	○	2	<1>	○	6	<3>	○	3	<1.5>	※3		
	ボランティア活動実績							○	2					○	2		○	2				
	あいち女性輝きカンパニーの認証、えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定	○	0.5		○	0.5					○	0.5										
	女性の活躍促進宣言							○	0.5					○	0.5		○	0.5				
	週休2日制工事の取組実績	○	1		○	1		○	1		○	1		○	1		○	1				
	ISO14000	○	1		○	1		○	1		○	1		○	1							
小計		7.5 ~ 9.5			7.5 ~ 9.5			11.5 ~ 13.5			7.5 ~ 9.5			11.5 ~ 13.5			7.5 ~ 9.5					
別表	別表5		別表4		別表3		別表2		別表1-(1)		別表1-(2)											

注)WTO案件は除く。

注)土木、舗装、とび・土工、解体工事以外は※1について[]の配点とする。

注)土木、舗装、しゅんせつ、とび・土工工事以外は※2について【 】の配点とする。

注)PC、鋼構造物、塗装、土木系設備工事は※3のうち、「協定締結」及び「防災協定等の活動実績」の評価項目を除いて<>の配点とする。

注)「包括協定に基づく防災活動実績」はすべての形式・工種で対象とする。

注)上記以外については、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価審査委員会(部会)に諮り審査する。

令和6年度 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式の標準加算点表(2)

【建築関係工事】

対象業種：建築、建築系設備(水道、機械、電気、管、電気通信)、消防施設、内装、清掃施設、防水、建具、解体工事

形式	標準型		簡易型				特別簡易型						備考	
対象金額	1億5千万円以上		5千万円以上				1千万円以上							
種別	広域型		広域型		地域型 I		広域型		地域型 I		地域型 II			
加算点	45.5～47.5		20.5 ～ 27.5		24.5 ～ 32.5		15.5～17.5		19.5 ～ 22.5		17.5 ～ 20.5			
評価値計算	除算方式		除算方式				除算方式							
評価項目及び配点	項目	配点	項目	配点	項目	配点	項目	配点	項目	配点	項目	配点		
技術提案	技術提案	○	30										課題数2～3	
	簡易な施工計画			○	5又は10	○	5又は10						課題数1～2	
企業の技術力	施工実績	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	
	工事成績	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	
	優良工事表彰	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	
	中長期的な担い手の確保					○	1			○	1	○	1	
	国家資格等の取得者					○	1			○	1	○	1	
	ISO9000					○	1			○	1	○	1	
	小計		5		5		8		5		8		8	
配置予定技術者の能力	施工実績	○	2	○	2	○	1	○	2	○	1			
	工事成績	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2			
	資格保有											○	1	
	CPD実績	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	
	小計		6		6		5		6		5		3	
地域精進度 地域貢献度	地域内の拠点有無	○	0～2	○	0～2	○	0～2	○	0～2	○	0～2	○	0～2	
	県内(地域内)での企業評価対象工事の施工実績	○	2	○	2	○	1～2	○	2	○	1～2	○	1～2	
	応急修理等に関する協定等	○	1	○	1	○	2	○	1	○	2	○	2	
	ボランティア活動実績					○	1			○	1	○	1	
	応急危険度判定士有無					○	1			○	1	○	1	
	あいち女性輝きカンパニーの認証、えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定	○	0.5	○	0.5			○	0.5					
	女性の活躍促進宣言					○	0.5			○	0.5	○	0.5	
	ISO14000	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	
小計		4.5～6.5		4.5～6.5		6.5～9.5		4.5～6.5		6.5～9.5		6.5～9.5		
別表	別表10		別表9		別表8		別表7		別表6-(1)		別表6-(2)			

注)WTO案件は除く。

注)上記以外については、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価審査委員会(部会)に諮り審査する。

別表1-(1)【形式】特別簡易型 【種別】地域型Ⅰ(主たる営業所の地域要件設定あり)

加算点合計	35.5~37.5点 (29.5~31.5点 ^{注2注3注5})
-------	---

別表1-(1)

A 技術提案 (該当無し)

B 企業の技術力 (16点)

評価項目	点	評価基準と配点				
①企業評価対象工事の施工実績 [※] (過去5年間又は10年間)	3	実績3件以上 3	実績2件 2	実績1件 1	実績なし 0	※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。 ※発注工事により件数を増加する場合がある。
②工事成績(原則として(イ)を適用する。ただし、一般土木工事及び舗装工事は(イ)又は(ロ)のいずれかが加算点の大きい方を適用する。)						
(イ)過去3年間の各年度最上位成績の平均点 [※]	5	点≥83は5	83>点≥81は4	81>点≥79は3	79>点≥77は2	77>点≥75は1 左記以外 0
(ロ)前年度の75点以上の件数 [※]	5	5件以上 5	4件 4	3件 3	2件 2	1件 1 左記以外 0
③優良工事表彰の有無(過去10年間) [※]	2	2件以上 2	1件 1	実績無 0	※愛知県知事の表彰(愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事)を対象とする。	
④中長期的な担い手の確保(過去2年間)	1	有 1	無 0	※若手技術者の雇用実績。正規社員が29歳以下の若手技術者である場合、加算する。		
⑤国家資格等の取得者の有無(過去5年間) [※]	1	有 1	無 0	※正規社員における国家資格等の取得者の有無を評価する。		
⑥建設機械の保有	1 [0]	1台以上 1	5台以上11台未満 0.5	左記以外 0	※公告日時点における建設機械の保有又は1年以上のリースを認める。	
⑦ICT活用工事の取組実績の有無(過去1年間) [※]	2 [0]	有 2	無 0	※愛知県建設局又は都市・交通局発注工事での取組実績(ICT建設機械による施工に限る。)を対象とし、発注工事と同業種のものとする。		
⑧ISO9000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0			

C 配置予定技術者の能力 (8点)

評価項目	点	評価基準と配点				
①技術者評価対象工事の施工実績 [※] (過去5年間又は10年間) 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績	1	実績あり 1	実績なし 0	※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。		
②工事成績(過去5年間の最上位成績点) [※] 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績	5	点≥83は5	83>点≥81は4	81>点≥79は3	79>点≥77は2	77>点≥75は1 左記以外 0
③CPD実績(過去2年間)	2	1年間の推奨単位を2年以内に取得 2	1年間の推奨単位の半分を2年以内に取得 1	左記以外 0		

D 地域精進度・地域貢献度 (11.5~13.5点)

評価項目	点	評価基準と配点				
①地域内での拠点の有無 [※]	0~2	同一市町村(又は地区)内 2	事務所(又は市町村)管内 1	左記以外 0	※入札参加資格の地域要件により、配点が変わることがある。	
②地域内での公共工事施工実績(過去5年間) [※]	1	同一市町村内で実績あり 1	同一市町村内で実績なし 0	※発注工事と同業種のものとする。		
③防災協定等に基づく協定締結及び活動実績の有無 [※] (愛知県及び市町村との協定による活動実績は過去3年間) (愛知県との包括協定に基づく活動実績は過去5年間) (上記の各防災協定等に基づく防災訓練は前年度1年間)	6 <3>	愛知県との協定締結状況		市町村との協定締結状況		※愛知県の協定と市町村の協定の合算はできない。 ※正当な理由がなく協定の履行を怠り解除された協定及び愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになったことにより解除された協定の「締結」及びその協定に基づく「活動実績」は、評価の対象から除くこととする。 ※活動実績は実活動を評価する。防災訓練については別途前年度の活動に限り評価する。
		防災、緊急修繕、雪水対策の全て締結中 3	防災、緊急修繕、雪水対策の内2つ締結中 2	防災、緊急修繕、雪水対策の内1つ締結中 1	締結中 1	
		愛知県との協定による活動実績(包括協定の活動実績を含む)		市町村との協定による活動実績		
		愛知県実績4件以上 2	愛知県実績3件 1.5	愛知県実績2件 1	市町村実績3件以上 1.5 市町村実績2件 1	
		愛知県実績1件以上0.5			市町村実績1件 0.5	
愛知県との協定(包括協定含む)による活動実績		防災訓練		市町村との協定による活動実績(防災訓練)		
愛知県実績2件以上 1				愛知県実績に市町村実績を含め3件以上 1		
④ボランティア活動の実績の有無(過去1年間)	2	愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録活動の実績有 1	実績無 0	※愛知県の建設行政に係るボランティア活動とは、愛知県建設局若しくは都市・交通局のアドプトプログラム関連事業(愛・道路/パートナーシップ事業、河川愛護事業、海岸愛護事業、港湾・漁港海岸愛護事業)又は愛知県建設局若しくは都市・交通局が参加、後援、届出承認などで公認している道路・河川・公園等の清掃活動である。		
⑤女性の活躍促進宣言の有無	0.5	有 0.5	無 0			
⑥週休2日制工事の取組実績(過去1年間) [※]	1	合計点 1	合計点 0.5	合計点 0	※加算点は最大1点とし、完全週休2日制工事の取組証1件で1点、週休2日制工事の取組証1件につき0.5点で、その合計点により評価する。また、愛知県建設局又は都市・交通局発注工事での取組実績を対象とし、発注工事と同業種のものとする。	
⑦ISO14000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0			

注1: C②の「工事成績」で「解体工事」については、「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」を含む工事の成績も対象とします。

注2: B⑥の「建設機械の保有」については、土木、舗装、とび・土工、解体工事のみ対象とします。対象外の工種は[]の配点とします。

注3: B⑦の「ICT活用工事の取組実績の有無」については、土木、舗装、しゅんせつ、とび・土工工事のみ対象とします。対象外の工種は[]の配点とします。

注4: D②で「解体工事」における同業種の扱いは、「解体工事業」に加え、建設業法改正の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」を含む工事の実績も対象とします。

注5: D③の「協定締結」及び「防災協定等の活動実績」については、P、C、鋼構造物、塗装、土木系設備工事は適用対象外。ただし、「包括協定に基づく防災活動実績」は対象とし、< >の配点とします。

注6: 発注工事毎の詳細については、公告文で確認してください。

別表1-(2)【形式】特別簡易型 【種別】地域型Ⅱ(主たる営業所の地域要件設定あり)

加算点合計	27.5~29.5点 (23.0~25.0点 ^{注2注3注5})
-------	---

別表1-(2)

A 技術提案 (該当無し)

B 企業の技術力 (16点)

評価項目	点	評価基準と配点						
①企業評価対象工事の施工実績 [※] (過去5年間又は10年間)	3	実績3件以上 3	実績2件 2	実績1件 1	実績なし 0		※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。 ※発注工事により件数を増加する場合がある。	
②工事成績 (イ)又は(ロ)のいずれか加算点の大きい方を適用する。)								
(イ)過去3年間の各年度最上位成績の平均点 [※]	5	点≥83は5	83>点≥81は4	81>点≥79は3	79>点≥77は2	77>点≥75は1	左記以外 0	※発注工事と同業種のものとする。実績のない年度の工 事成績点は74点として計算する。
(ロ)前年度の75点以上の件数 [※]	5	5件以上 5	4件 4	3件 3	2件 2	1件 1	左記以外 0	※発注工事と同業種のものとする。
③優良工事表彰の有無(過去10年間) [※]	2	2件以上 2	1件 1	実績無 0				※愛知県知事の表彰(愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事)を対象とする。
④中長期的な担い手の確保(過去2年間)	1	有 1	無 0					※若手技術者の雇用実績。正規社員が29歳以下の若手技術者である場合、加点する。
⑤国家資格等の取得者の有無(過去5年間) [※]	1	有 1	無 0					※正規社員における国家資格等の取得者の有無を評価する。
⑥建設機械の保有	1 [0]	11台以上 1	5台以上 1	1台未満 0	左記以外 0			※公告日時点における建設機械の保有又は1年以上のリースを認める。
⑦ICT活用工事の取組実績の有無(過去1年間) [※]	2 [0]	有 2	無 0					※愛知県建設局又は都市・交通局発注工事での取組実績(ICT建設機械による施工に限る。)を対象とし、発注工事と同業種のものとする。
⑧ISO9000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0					

C 配置予定技術者の能力 (4点)

評価項目	点	評価基準と配点				
①資格保有 [※]	2	1級〇〇施工管理技士 2	2級〇〇施工管理技士 1	左記以外 0		※工事の内容により評価対象の資格を設定する。
②CPD実績(過去2年間)	2	1年間の推奨単位を2年以内に取得 2	1年間の推奨単位の半分を2年以内に取得 1	左記以外 0		

D 地域精通度・地域貢献度 (7.5~9.5点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①地域内での拠点の有無 [※]	0~2	同一市町村(又は地区)内 2	事務所(又は市町村)管内 1	左記以外 0			※入札参加資格の地域要件により、配点が変わることがある。
②地域内での公共工事施工実績(過去5年間) [※]	1	同一市町村内で実績あり 1	同一市町村内で実績なし 0	※発注工事と同業種のものとする。			
③防災協定等に基づく協定締結及び活動実績の有無 [※] (愛知県及び市町村との協定による活動実績は過去3年間) (愛知県との包括協定に基づく活動実績は過去5年間) (上記の各防災協定等に基づく防災訓練は前年度1年間)	3 <1.5>	愛知県との協定締結状況		市町村との協定締結状況		左記以外 0	※愛知県の協定と市町村の協定の合算はできない。 ※正当な理由がなく協定の履行を怠り解除された協定及び愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになったことにより解除された協定の「締結」及びその協定に基づく「活動実績」は、評価の対象から除くこととする。 ※活動実績は実活動を評価する。防災訓練については別途前年度の活動に限り評価する。
		防災、緊急修繕、雪水対策の全て締結中1.5	防災、緊急修繕、雪水対策の内2つ締結中 1	防災、緊急修繕、雪水対策の内1つ締結中0.5	締結中 0.5		
		愛知県との協定による活動実績(包括協定の活動実績を含む)		市町村との協定による活動実績		左記以外 0	
		愛知県実績2件以上 1	愛知県実績1件 0.5	市町村実績1件以上 0.5			
愛知県との協定(包括協定含む)による活動実績【防災訓練】		市町村との協定による活動実績(防災訓練)		左記以外 0			
愛知県実績2件以上 0.5	愛知県実績に市町村実績を含め3件以上 0.5						
④ボランティア活動の実績の有無(過去1年間)	2	愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録活動の実績有 1	実績無 0			※愛知県の建設行政に係るボランティア活動とは、愛知県建設局若しくは都市・交通局のアダプトプログラム関連事業(愛・道路パートナーシップ事業、河川愛護事業、海岸愛護事業、港湾・漁港海岸愛護事業)又は愛知県建設局若しくは都市・交通局が参加、後援、届出承認などで公認している道路・河川・公園等の清掃活動である。	
⑤女性の活躍促進宣言の有無	0.5	有 0.5	無 0				
⑥週休2日制工事の取組実績(過去1年間) [※]	1	合計点 1	合計点 0.5	合計点 0		※加算点は最大1点とし、完全週休2日制工事の取組証1件で1点、週休2日制工事の取組証1件につき0.5点で、その合計点により評価する。また、愛知県建設局又は都市・交通局発注工事での取組実績を対象とし、発注工事と同業種のものとする。	

注1: B⑥の「建設機械の保有」については、土木、舗装、とび・土工、解体工事のみ対象とします。対象外の工種は[]の配点とします。

注2: B⑦の「ICT活用工事の取組実績の有無」については、土木、舗装、しゅんせつ、とび・土工工事のみ対象とします。対象外の工種は【 】の配点とします。

注3: D②で「解体工事」における同業種の扱いは、「解体工事業」に加え、建設業法改正の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」を含む工事の実績も対象とします。

注4: D③の「協定締結」及び「防災協定等の活動実績」については、PC、鋼構造物、塗装、土木系設備工事は適用対象外。ただし、「包括協定に基づく防災活動実績」は対象とし、< >の配点とします。

注5: 発注工事毎の詳細については、公告文で確認してください。

別表2【形式】特別簡易型【種別】広域型

加算点合計	29.5~31.5点 (25.5~27.5点 ^{注2注3注5})
-------	---

別表2

A 技術提案 (該当無し)

B 企業の技術力 (13点)

評価項目	点	評価基準と配点						
①企業評価対象工事の施工実績 [※] (過去5年間又は10年間)	3	実績3件以上 3	実績2件 2	実績1件 1	実績なし 0	※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。 ※発注工事により件数を増加する場合がある。		
②工事成績(過去3年間のいずれか1件) [※] 【下水道施設における機械設備工事】 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は日本下水道事業団発注工事 (日本下水道事業団の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする)	5	点≥83は5 (点≥85)	83>点≥81は4 (85>点≥84)	81>点≥79は3 (84>点≥81)	79>点≥77は2 (81>点≥79)	77>点≥76は1 (79>点≥78)	左記以外 0	※発注工事と同業種のものとする。
【上記以外】 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事 (中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする)		点≥85は5 (点≥83)	85>点≥84は4 (83>点≥82)	84>点≥82は3 (82>点≥81)	82>点≥80は2 (81>点≥80)	80>点≥77は1 (80>点≥79)	左記以外 0	
③優良工事表彰の有無(過去10年間) [※]	2	2件以上 2	1件 1	実績無 0	※愛知県知事の表彰(愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事)を対象とする。			
④建設機械の保有	1 [0]	8台以上 1	4台以上8台未満 0.5	左記以外 0	※公告日時点における建設機械の保有又は1年以上のリースを認める。			
⑤ICT活用工事の取組実績の有無(過去1年間) [※]	2 [0]	有 2	無 0	※愛知県建設局又は都市・交通局発注工事での取組実績(ICT建設機械による施工に限る。)を対象とし、発注工事と同業種のものとする。				

C 配置予定技術者の能力 (9点)

評価項目	点	評価基準と配点						
①技術者評価対象工事の施工実績 [※] (過去5年間又は10年間) 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績	2	実績2件以上 2	実績1件 1	実績なし 0	※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。			
②工事成績(過去5年間のいずれか1件) [※] 【下水道施設における機械設備工事】 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は日本下水道事業団発注工事 (日本下水道事業団の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする)	5	点≥83は5 (点≥85)	83>点≥81は4 (85>点≥84)	81>点≥79は3 (84>点≥81)	79>点≥77は2 (81>点≥79)	77>点≥76は1 (79>点≥78)	左記以外 0	※発注工事と同業種のものとする。
【上記以外】 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事 (中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする)		点≥85は5 (点≥83)	85>点≥84は4 (83>点≥82)	84>点≥82は3 (82>点≥81)	82>点≥80は2 (81>点≥80)	80>点≥77は1 (80>点≥79)	左記以外 0	
③CPD実績(過去2年間)	2	1年間の推奨単位を1年以内に取得 2	1年間の推奨単位を2年以内に取得 1	左記以外 0				

D 地域精通度・地域貢献度 (7.5~9.5点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①主たる営業所所在地 [※]	0~2	事務所管内 2	愛知県内 1	左記以外 0	※入札参加資格の業種等により、配点が変わることがある。		
②愛知県内での公共工事施工実績(過去10年間) [※]	3	同一市町村 3	事務所管内 2	愛知県内 1	実績無 0	※発注工事と同業種のものとする。	
③防災協定等に基づく協定締結及び 防災活動実績の有無 (愛知県との協定による活動実績は過去3年間) (愛知県との包括協定に基づく活動実績は過去5年間) (上記の各防災協定に基づく防災訓練は前年度1年間)	2 <1>	防災協定等の締結					
		愛知県と協定締結中 1	左記以外 0				
		愛知県との協定による活動実績(包括協定の活動実績を含む)					
		有 0.5	無 0				
愛知県との協定(包括協定含む)による活動実績【防災訓練】							
有 0.5	無 0						
④あい女性輝きカンパニーの認証、えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定の有無	0.5	有 0.5	無 0				
⑤週休2日制工事の取組実績(過去1年間) [※]	1	合計点 1	合計点 0.5	合計点 0	※加算点は最大1点とし、完全週休2日制工事の取組証1件で1点、週休2日制工事の取組証1件につき0.5点で、その合計点により評価する。また、愛知県建設局又は都市・交通局発注工事での取組実績を対象とし、発注工事と同業種のものとする。		
⑥ISO14000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0				

注1：B②及びC②の「工事成績」で「解体工事」については、「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」を含む工事の成績も対象とします。

注2：B④の「建設機械の保有」については、土木、舗装、とび・土工、解体工事のみ対象とします。対象外の工種は【 】の配点とします。

注3：B⑤の「ICT活用工事の取組実績の有無」については、土木、舗装、しゅんせつ、とび・土工工事のみ対象とします。対象外の工種は【 】の配点とします。

注4：D②で「解体工事」における同業種の扱いは、「解体工事業」に加え、建設業法改正の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」を含む工事の実績も対象とします。

注5：D③の「防災協定等の締結」及び「防災協定等の活動実績」については、P C、鋼構造物、塗装、土木系設備工事は適用対象外。ただし、「包括協定に基づく防災活動実績」は対象とし、< >の配点としてください。

注6：発注工事毎の詳細については、公告文で確認してください。

令和6年度 配点 (R6.4.1改訂)

【土木関係工事】

別表3【形式】簡易型【種別】地域型I(主たる営業所の地域要件設定あり)

加算点合計	39.5~46.5点 (33.5~40.5点 ^{注2注3注5})
-------	---

別表3

A 技術提案 (5又は10点) (課題数1~2)

評価項目	点	評価基準と配点
①簡単な施工計画	10※	多段階評価

※課題(A)については配点を10点、課題(B)については配点を5点とする。

B 企業の技術力 (15点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①企業評価対象工事の施工実績 [※] (過去5年間又は10年間)	3	実績3件以上 3	実績2件 2	実績1件 1	実績なし 0		
②工事成績(原則として(イ)を適用する。ただし、一般土木工事及び舗装工事は(イ)又は(ロ)のいずれかが加算点の大きい方を適用する。)							
(イ)過去3年間の各年度最上位成績の平均点 [※]	5	点≥83は5	83>点≥81は4	81>点≥79は3	79>点≥77は2	77>点≥75は1	左記以外 0
(ロ)前年度の75点以上の件数 [※]	5	5件以上 5	4件 4	3件 3	2件 2	1件 1	左記以外 0
③優良工事表彰の有無(過去10年間) [※]	2	2件以上 2	1件 1	実績無 0	※愛知県知事の表彰(愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事)を対象とする。		
④中長期的な担い手の確保(過去2年間)	1	有 1	無 0	※若手技術者の雇用実績。正規社員が29歳以下の若手技術者である場合、加算する。			
⑤国家資格等の取得者の有無(過去5年間) [※]	1	有 1	無 0	※正規社員における国家資格等の取得者の有無を評価する。			
⑥建設機械の保有	1 [0]	11台以上 1	5台以上11台未満 0.5	左記以外 0	※公告日時点における建設機械の保有又は1年以上のリースを認める。		
⑦ICT活用工事の取組実績の有無(過去1年間) [※]	2 [0]	有 2	無 0	※愛知県建設局又は都市・交通局発注工事での取組実績(ICT建設機械による施工に限る。)を対象とし、発注工事と同業種のものとする。			

※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。
※発注工事により件数を増加する場合がある。

※発注工事と同業種のものとする。実績のない年度の工事成績点は74点として計算する。

※発注工事と同業種のものとする。

C 配置予定技術者の能力 (8点)

評価項目	点	評価基準と配点	
①技術者評価対象工事の施工実績 [※] (過去5年間又は10年間) 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績	1	実績あり 1	実績なし 0
②工事成績(過去5年間の最上位成績点) [※] 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績	5	点≥83は5	83>点≥81は4
③CPD実績(過去2年間)	2	1年間の推奨単位を2年以内に取得 2	1年間の推奨単位の半分を2年以内に取得 1

※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。

※発注工事と同業種のものとする。

D 地域精通度・地域貢献度 (11.5~13.5点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①地域内での拠点の有無 [※]	0~2	同一市町村(又は地区)内 2	事務所(又は市町村)管内 1	左記以外 0	※入札参加資格の地域要件により、配点が変わることがある。		
②地域内での公共工事施工実績(過去5年間) [※]	1	同一市町村内で実績あり 1	同一市町村内で実績なし 0	※発注工事と同業種のものとする。			
③防災協定等に基づく協定締結及び活動実績の有無 [※] (愛知県及び市町村との協定による活動実績は過去3年間) (愛知県との包括協定に基づく活動実績は過去5年間) (上記の各防災協定等に基づく防災訓練は前年度1年間)	6 <3>	愛知県との協定締結状況		市町村との協定締結状況			
		防災、緊急修繕、雪水対策の全て締結中 3	防災、緊急修繕、雪水対策の内2つ締結中 2	防災、緊急修繕、雪水対策の内1つ締結中 1	締結中 1	左記以外 0	
		愛知県との協定による活動実績(包括協定の活動実績を含む)					市町村との協定による活動実績
		愛知県実績4件以上 2	愛知県実績3件 1.5	愛知県実績2件 1	市町村実績3件以上 1.5	市町村実績2件 1	左記以外 0
		愛知県実績1件以上0.5			市町村実績1件 0.5		
愛知県との協定(包括協定含む)による活動実績【防災訓練】		市町村との協定による活動実績【防災訓練】					
愛知県実績2件以上 1		愛知県実績に市町村実績を含め3件以上 1				左記以外 0	
④ボランティア活動の実績の有無(過去1年間)	2	愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録活動の実績有 1	実績無 0			※愛知県の建設行政に係るボランティア活動とは、愛知県建設局若しくは都市・交通局のアダプトプログラム関連事業(築・道路/パートナーシップ事業、河川愛護事業、海岸愛護事業、港湾・漁港海岸愛護事業)又は愛知県建設局若しくは都市・交通局が参加、後援、届出承認などで公認している道路・河川・公園等の清掃活動である。	
愛知県の建設行政に係るボランティア活動の実績有 1 [※]		実績無 0					
⑤女性の活躍促進宣言の有無	0.5	有 0.5	無 0				
⑥週休2日制工事の取組実績(過去1年間) [※]	1	合計点 1	合計点 0.5	合計点 0			
⑦ISO14000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0				

※加算点は最大1点とし、完全週休2日制工事の取組証1件で1点、週休2日制工事の取組証1件につき0.5点で、その合計点により評価する。また、愛知県建設局又は都市・交通局発注工事での取組実績を対象とし、発注工事と同業種のものとする。

注1: C②の「工事成績」で「解体工事」については、「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」を含む工事の成績も対象とします。

注2: B⑥の「建設機械の保有」については、土木、舗装、とび・土工、解体工事のみ対象とします。対象外の工種は【 】の配点とします。

注3: B⑦の「ICT活用工事の取組実績の有無」については、土木、舗装、しゅんせつ、とび・土工工事のみ対象とします。対象外の工種は【 】の配点とします。

注4: D②で「解体工事」における同業種の扱いは、「解体工事業」に加え、建設業法改正の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」を含む工事の実績も対象とします。

注5: D③の「協定締結」及び「防災協定等の活動実績」については、P、C、鋼構造物、塗装、土木系設備工事は適用対象外。ただし、「包括協定に基づく防災活動実績」は対象とし、< >の配点とします。

注6: 発注工事毎の詳細については、公告文で確認してください。

別表4【形式】簡易型【種別】広域型

加算点合計	34.5~41.5点 (30.5~37.5点 ^{注2注3注5})
-------	---

別表4

A 技術提案 (5又は10点) (課題数1~2)

評価項目	点	評価基準と配点
①簡単な施工計画	10※	多段階評価

※課題(A)については配点を10点、課題(B)については配点を5点とする。

B 企業の技術力 (13点)

評価項目	点	評価基準と配点						
①企業評価対象工事の施工実績 [※] (過去5年間又は10年間)	3	実績3件以上 3	実績2件 2	実績1件 1	実績なし 0	※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。 ※発注工事により件数を増加する場合がある。		
②工事成績(過去3年間のいずれか1件) [※] 【下水道施設における機械設備工事】 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は日本下水道事業団発注工事(日本下水道事業団の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする) 【上記以外】 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事(中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする)	5	点≥83は5 (点≥85)	83>点≥81は4 (85>点≥84)	81>点≥79は3 (84>点≥81)	79>点≥77は2 (81>点≥79)	77>点≥76は1 (79>点≥78)	左記以外 0	※発注工事と同業種のものとする。
③優良工事表彰の有無(過去10年間) [※]	2	2件以上 2	1件 1	実績無 0	※愛知県知事の表彰(愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事)を対象とする。			
④建設機械の保有	1 [0]	8台以上 1	4台以上8台未満 0.5	左記以外 0	※公告日時点における建設機械の保有又は1年以上のリースを認める。			
⑤ICT活用工事の取組実績の有無(過去1年間) [※]	2 [0]	有 2	無 0	※愛知県建設局又は都市・交通局発注工事での取組実績(ICT建設機械による施工に限る。)を対象とし、発注工事と同業種のものとする。				

C 配置予定技術者の能力 (9点)

評価項目	点	評価基準と配点						
①技術者評価対象工事の施工実績 [※] (過去5年間又は10年間) 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績	2	実績2件以上 2	実績1件 1	実績なし 0	※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。			
②工事成績(過去5年間のいずれか1件) [※] 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績 【下水道施設における機械設備工事】 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は日本下水道事業団発注工事(日本下水道事業団の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする) 【上記以外】 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事(中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする)	5	点≥83は5 (点≥85)	83>点≥81は4 (85>点≥84)	81>点≥79は3 (84>点≥81)	79>点≥77は2 (81>点≥79)	77>点≥76は1 (79>点≥78)	左記以外 0	※発注工事と同業種のものとする。
③CPD実績(過去2年間)	2	1年間の推奨単位を1年以内に取得 2	1年間の推奨単位を2年以内に取得 1	左記以外 0				

D 地域精通度・地域貢献度 (7.5~9.5点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①主たる営業所所在地 [※]	0~2	事務所管内 2	愛知県内 1	左記以外 0	※入札参加資格の業種等により、配点が変わることがある。		
②愛知県内での公共工事施工実績(過去10年間) [※]	3	同一市町村 3	事務所管内 2	愛知県内 1	実績無 0	※発注工事と同業種のものとする。	
③防災協定等に基づく協定締結及び 防災活動実績の有無 (愛知県との協定による活動実績は過去3年間) (愛知県との包括協定に基づく活動実績は過去5年間) (上記の各防災協定に基づく防災訓練は前年度1年間)	2 <1>	防災協定等の締結 愛知県と協定締結中 1 左記以外 0		愛知県との協定による活動実績(包括協定の活動実績を含む) 有 0.5 無 0			
④あいち女性輝きカンパニーの認証、えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定の有無	0.5	有 0.5	無 0				
⑤週休2日制工事の取組実績(過去1年間) [※]	1	合計点 1	合計点 0.5	合計点 0	※加算点は最大1点とし、完全週休2日制工事の取組証1件で1点、週休2日制工事の取組証1件につき0.5点で、その合計点により評価する。また、愛知県建設局又は都市・交通局発注工事での取組実績を対象とし、発注工事と同業種のものとする。		
⑥ISO14000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0				

注1：B②及びC②の「工事成績」で「解体工事」については、「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」を含む工事の成績も対象とします。
 注2：B④の「建設機械の保有」については、土木、舗装、とび・土工、解体工事のみ対象とします。対象外の工種は【 】の配点とします。
 注3：B⑤の「ICT活用工事の取組実績の有無」については、土木、舗装、しゅんせつ、とび・土工工事のみ対象とします。対象外の工種は【 】の配点とします。
 注4：D②で「解体工事」における同業種の扱いは、「解体工事業」に加え、建設業法改正の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」を含む工事の実績も対象とします。
 注5：D③の「防災協定等の締結」及び「防災協定等の活動実績」については、PC、鋼構造物、塗装、土木系設備工事は適用対象外。ただし、「包括協定に基づく防災活動実績」は対象とし、<>の配点としてください。
 注6：発注工事毎の詳細については、公告文で確認してください。

別表5【形式】標準型【種別】広域型

加算点合計	59.5～61.5点 (55.5～57.5点 ^{注2注3注5})
-------	---

別表5

A 技術提案 (30点) (課題数2～3)

評価項目	点	評価基準と配点
①工事目的物の性能・機能に関する技術提案	自由	自由
②社会的要請に関する技術提案	自由	

B 企業の技術力 (13点)

評価項目	点	評価基準と配点						
①企業評価対象工事の施工実績 [※] (過去10年間又は15年間)	3	実績3件以上 3	実績2件 2	実績1件 1	実績なし 0	※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。 ※発注工事により件数を増加する場合がある。		
②工事成績(過去3年間のいずれか1件) [※] 【下水道施設における機械設備工事】 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は日本下水道事業団発注工事 (日本下水道事業団の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする)	5	点 \geq 83は5 (点 \geq 85)	83>点 \geq 81は4 (85>点 \geq 84)	81>点 \geq 79は3 (84>点 \geq 81)	79>点 \geq 77は2 (81>点 \geq 79)	77>点 \geq 76は1 (79>点 \geq 78)	左記以外 0	※発注工事と同業種のものとする。
【上記以外】 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事 (中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする)		点 \geq 85は5 (点 \geq 83)	85>点 \geq 84は4 (83>点 \geq 82)	84>点 \geq 82は3 (82>点 \geq 81)	82>点 \geq 80は2 (81>点 \geq 80)	80>点 \geq 77は1 (80>点 \geq 79)	左記以外 0	
③優良工事表彰の有無(過去10年間) [※]	2	2件以上 2	1件 1	実績無 0	※愛知県知事の表彰(愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事)を対象とする。			
④建設機械の保有	1 [0]	8台以上 1	4台以上8台未満 0.5	左記以外 0	※公告日時における建設機械の保有又は1年以上のリースを認める。			
⑤ICT活用工事の取組実績の有無(過去1年間) [※]	2 [0]	有 2	無 0	※愛知県建設局又は都市・交通局発注工事での取組実績(ICT建設機械による施工に限る。)を対象とし、発注工事と同業種のものとする。				

C 配置予定技術者の能力 (9点)

評価項目	点	評価基準と配点						
①技術者評価対象工事の施工実績 [※] (過去5年間又は10年間) 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績	2	実績2件以上 2	実績1件 1	実績なし 0	※国・地方公共団体(特殊法人等含む)の施工実績(民間除く)。			
②工事成績(過去5年間のいずれか1件) [※] 【下水道施設における機械設備工事】 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は日本下水道事業団発注工事 (日本下水道事業団の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする)	5	点 \geq 83は5 (点 \geq 85)	83>点 \geq 81は4 (85>点 \geq 84)	81>点 \geq 79は3 (84>点 \geq 81)	79>点 \geq 77は2 (81>点 \geq 79)	77>点 \geq 76は1 (79>点 \geq 78)	左記以外 0	※発注工事と同業種のものとする。
【上記以外】 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事 (中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする)		点 \geq 85は5 (点 \geq 83)	85>点 \geq 84は4 (83>点 \geq 82)	84>点 \geq 82は3 (82>点 \geq 81)	82>点 \geq 80は2 (81>点 \geq 80)	80>点 \geq 77は1 (80>点 \geq 79)	左記以外 0	
③CPD実績(過去2年間)	2	1年間の推奨単位を1年以内に取得 2	1年間の推奨単位を2年以内に取得 1	左記以外 0				

D 地域精通度・地域貢献度 (7.5～9.5点)

評価項目	点	評価基準と配点				
①主たる営業所所在地 [※]	0～2	事務所管内 2	愛知県内 1	左記以外 0	※入札参加資格の業種等により、配点が変わることがある。	
②愛知県内での公共工事施工実績(過去10年間) [※]	3	同一市町村 3	事務所管内 2	愛知県内 1	実績無 0	※発注工事と同業種のものとする。
③防災協定等に基づく協定締結及び 防災活動実績の有無 (愛知県との協定による活動実績は過去3年間) (愛知県との包括協定に基づく活動実績は過去5年間) (上記の各防災協定に基づく防災訓練は前年度1年間)	2 <1>	防災協定等の締結 愛知県と協定締結中 1 愛知県との協定による活動実績(包括協定の活動実績を含む) 有 0.5 無 0	左記以外 0			
④あい女性輝きカンパニーの認証、えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定の有無	0.5	有 0.5	無 0			
⑤週休2日制工事の取組実績(過去1年間) [※]	1	合計点 1	合計点 0.5	合計点 0	※加算点は最大1点とし、完全週休2日制工事の取組証1件で1点、週休2日制工事の取組証1件につき0.5点で、その合計点により評価する。また、愛知県建設局又は都市・交通局発注工事での取組実績を対象とし、発注工事と同業種のものとする。	
⑥ISO14000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0			

注1：B②及びC②の「工事成績」で「解体工事」については、「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工事業で受注した解体工事」を含む工事の成績も対象とします。

注2：B④の「建設機械の保有」については、土木、舗装、とび・土工、解体工事のみ対象とします。対象外の工種は[]の配点とします。

注3：B⑤の「ICT活用工事の取組実績の有無」については、土木、舗装、しゅんせつ、とび・土工工事のみ対象とします。対象外の工種は【 】の配点とします。

注4：D②で「解体工事」における同業種の扱いは、「解体工事業」に加え、建設業法改正の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工事業で受注した解体工事」を含む工事の実績も対象とします。

注5：D③の「防災協定等の締結」及び「防災協定等の活動実績」については、P.C、鋼構造物、塗装、土木系設備工事は適用対象外。ただし、「包括協定に基づく防災活動実績」は対象とし、< >の配点としてください。

注6：発注工事毎の詳細については、公告文で確認してください。

別表6-(1) 【形式】特別簡易型 【種別】地域型I (主たる営業所の地域要件設定あり)

加算点合計	19.5~22.5点
-------	------------

別表6-(1)

A 技術提案 (該当無し)

B 企業の技術力 (8点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①企業評価対象工事の施工実績 (過去5年間又は10年間)	2	実績2件以上 2	実績1件 1	実績なし 0	※発注工事により件数を増加する場合がある。		
②工事成績 (過去3年間の各年度最上位成績の平均点) ※	2	点 \geq 81は2	81>点 \geq 79は1.5	79>点 \geq 77は1	77>点 \geq 75は0.5	左記以外 0	※発注工事と同業種のものとする。実績のない年度の工事成績点は74点として計算する。
③優良工事表彰の有無(過去10年間) ※	1	2件以上 1	1件 0.5	実績無 0	※愛知県知事の表彰(愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事)を対象とする。		
④中長期的な担い手の確保(過去2年間)	1	有 1	無 0	※若手技術者の雇用実績。正規社員が29歳以下の若手技術者である場合、加点する。			
⑤国家資格等の取得者の有無(過去5年間) ※	1	有 1	無 0	※正規社員における国家資格等の取得者の有無を評価する。			
⑥ISO9000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0				

C 配置予定技術者の能力 (5点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①技術者評価対象工事の施工実績 (過去5年間又は10年間) 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績	1	実績あり 1	実績なし 0				
②工事成績(過去5年間の最上位成績点) ※ 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績	2	点 \geq 81は2	81>点 \geq 79は1.5	79>点 \geq 77は1	77>点 \geq 75は0.5	左記以外 0	※発注工事と同業種のものとする。
③CPD実績 ※	2	1年間の推奨単位(12単位)を1年以内に取得 2	1年間の推奨単位の半分(6単位)を1年以内に取得 1	左記以外 0		※建築CPD運営会議が証明するCPD実績を評価の対象とする。	

D 地域精通度・地域貢献度 (6.5~9.5点)

評価項目	点	評価基準と配点				
①地域内での拠点の有無 ※	0~2	同一市町村内 2	事務所管内 1	左記以外 0		※入札参加者の地域要件により、配点が変わることがある。
②地域内での企業評価対象工事の施工実績 (過去5年間又は10年間) ※	1~2	同一市町村内 2	事務所管内 1	左記以外 0		※B①で対象とした施工実績を施工場所によっても評価します。
③応急修理等に関する協定等 ※	2	前年度の4月1日以前から継続して協定締結有 2	当該年度協定有 1	無 0		※愛知県との応急修理等に関する協定を、期間に応じて評価します。
④ボランティア活動の実績の有無 ※ (過去2年間のうちいずれかの1年間)	1	有 1	無 0		※愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録活動の実績を評価します。	
⑤愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者の有無 ※	1	有 1	無 0		※当該企業の正規社員又は常勤役員等の「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無を評価します。	
⑥女性の活躍促進宣言の有無	0.5	有 0.5	無 0			
⑦ISO14000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0			

注1：C②の「工事成績」で「解体工事」については、「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正の経過措置期間（令和元年5月末）までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」を含む工事の成績も対象とします。

注2：発注工事毎の詳細については、公告文で確認してください。

加算点合計	17.5~20.5点
-------	------------

別表6-(2)

A 技術提案 (該当無し)

B 企業の技術力 (8点)

評価項目	点	評価基準と配点					
①企業評価対象工事の施工実績 (過去5年間又は10年間)	2	実績2件以上 2	実績1件 1	実績なし 0	※発注工事により件数を増加する場合がある。		
②工事成績 (過去3年間の各年度最上位成績の平均点) ※	2	点≥81は2	81>点≥79は1.5	79>点≥77は1	77>点≥75は0.5	左記以外 0	※発注工事と同業種のものとする。実績のない年度の工事成績点は74点として計算する。
③優良工事表彰の有無(過去10年間) ※	1	2件以上 1	1件 0.5	実績無 0	※愛知県知事の表彰(愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事)を対象とする。		
④中長期的な担い手の確保(過去2年間)	1	有 1	無 0	※若手技術者の雇用実績。正規社員が29歳以下の若手技術者である場合、加点する。			
⑤国家資格等の取得者の有無(過去5年間) ※	1	有 1	無 0	※正規社員における国家資格等の取得者の有無を評価する。			
⑥ISO9000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0				

C 配置予定技術者の能力 (3点)

評価項目	点	評価基準と配点			
①資格保有 ※	1	1級〇〇施工管理技士 1	2級〇〇施工管理技士 0.5	左記以外 0	※工事の内容により評価対象の資格を設定する。
②CPD実績 ※	2	1年間の推奨単位(12単位)を1年以内に取得 2	1年間の推奨単位の半分(6単位)を1年以内に取得 1	左記以外 0	※建築CPD運営会議が証明するCPD実績を評価の対象とする。

D 地域精通度・地域貢献度 (6.5~9.5点)

評価項目	点	評価基準と配点				
①地域内での拠点の有無 ※	0~2	同一市町村内 2	事務所管内 1	左記以外 0	※入札参加者の地域要件により、配点が変わることがある。	
②地域内での企業評価対象工事の施工実績 (過去5年間又は10年間) ※	1~2	同一市町村内 2	事務所管内 1	左記以外 0	※B①で対象とした施工実績を施工場所によっても評価します。	
③応急修理等に関する協定等 ※	2	前年度の4月1日以前から継続して協定締結有 2	当該年度協定有 1	無 0	※愛知県との応急修理等に関する協定を、期間に応じて評価します。	
④ボランティア活動の実績の有無 ※ (過去2年間のうちいずれかの1年間)	1	有 1	無 0	※愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録活動の実績を評価します。		
⑤愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者の有無 ※	1	有 1	無 0	※当該企業の正規社員又は常勤役員等の「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無を評価します。		
⑥女性の活躍促進宣言の有無	0.5	有 0.5	無 0			
⑦ISO14000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0			

注1：発注工事毎の詳細については、公告文で確認してください。

別表7【形式】特別簡易型【種別】広域型

加算点合計	15.5～17.5点
-------	------------

別表7

A 技術提案 (該当無し)

B 企業の技術力 (5点)

評価項目	点	評価基準と配点				
①企業評価対象工事の施工実績 (過去5年間又は10年間)	2	実績2件以上 2	実績1件 1	実績なし 0	※発注工事により件数を増加する場合がある。	
②工事成績(過去3年間のいずれか1件) ※ 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事(中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする)	2	点≥81は2 (点≥80)	81>点≥80は1.5 (80>点≥79)	80>点≥78は1 (79>点≥78)	78>点≥77は0.5 (78>点≥77)	左記以外 0 ※発注工事と同業種のものとする。
③優良工事表彰の有無(過去10年間) ※	1	2件以上 1	1件 0.5	実績無 0	※愛知県知事の表彰(愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事)を対象とする。	

C 配置予定技術者の能力 (6点)

評価項目	点	評価基準と配点				
①技術者評価対象工事の施工実績 (過去5年間又は10年間) 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績	2	実績2件以上 2	実績1件 1	実績なし 0		
②工事成績(過去5年間のいずれか1件) ※ 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事(中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする)	2	点≥81は2 (点≥80)	81>点≥80は1.5 (80>点≥79)	80>点≥78は1 (79>点≥78)	78>点≥77は0.5 (78>点≥77)	左記以外 0 ※発注工事と同業種のものとする。
③CPD実績 ※	2	1年間の推奨単位(2単位)を1年以内に取得 2	1年間の推奨単位の半分(6単位)を1年以内に取得 1	左記以外 0	※建築CPD運営会議が証明するCPD実績を評価の対象とする。	

D 地域精通度・地域貢献度 (4.5～6.5点)

評価項目	点	評価基準と配点			
①主たる営業所所在地	0～2	事務所管内 2	愛知県内 1	左記以外 0	※入札参加資格の業種等により、配点が変わることがある。
②県内での企業評価対象工事の施工実績 (過去5年間又は10年間) ※	2	事務所管内 2	愛知県内 1	左記以外 0	※B①で対象とした施工実績を施工場所によっても評価します。
③応急修理等に関する協定の状況 ※	1	協定有 1	無 0	※協定期間に関係なく、県との応急修理等に関する協定の有無を評価します。	
④あいち女性輝きカンパニーの認証、えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定の有無	0.5	有 0.5	無 0		
⑤ISO14000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0		

注1：B②及びC②の「工事成績」で「解体工事」については、「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」を含む工事の成績も対象とします。

注2：発注工事毎の詳細については、公告文で確認してください。

別表8 【形式】簡易型 【種別】地域型 I (主たる営業所の地域要件設定あり)

加算点合計	24.5～32.5点
-------	------------

別表8

A 技術提案 (5点又は10点) (課題数1～2)

評価項目	点	評価基準と配点
①簡単な施工計画	10※	多段階評価

※課題(A)については配点を10点、課題(B)については配点を5点とする。

B 企業の技術力 (8点)

評価項目	点	評価基準と配点		
①企業評価対象工事の施工実績 (過去5年間又は10年間)	2	実績2件以上 2	実績1件 1	実績なし 0
②工事成績 (過去3年間の各年度最上位成績の平均点) ※	2	点 \geq 81は2	81>点 \geq 79は1.5	79>点 \geq 77は1
③優良工事表彰の有無(過去10年間) ※	1	2件以上 1	1件 0.5	実績無 0
④中長期的な担い手の確保(過去2年間)	1	有 1	無 0	
⑤国家資格等の取得者の有無(過去5年間) ※	1	有 1	無 0	
⑥ISO9000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0	

※発注工事により件数を増加する場合がある。

※発注工事と同業種のものとする。実績のない年度の工事成績点は74点として計算する。

※愛知県知事の表彰(愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事)を対象とする。

※若手技術者の雇用実績。正規社員が29歳以下の若手技術者である場合、加点する。

※正規社員における国家資格等の取得者の有無を評価する。

C 配置予定技術者の能力 (5点)

評価項目	点	評価基準と配点		
①技術者評価対象工事の施工実績 (過去5年間又は10年間) 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績	1	実績あり 1	実績なし 0	
②工事成績(過去5年間の最上位成績点) ※ 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績	2	点 \geq 81は2	81>点 \geq 79は1.5	79>点 \geq 77は1
③CPD実績 ※	2	1年間の推奨単位(12単位)を1年以内に取得 2	1年間の推奨単位の半分(6単位)を1年以内に取得 1	左記以外 0

※発注工事と同業種のものとする。

※建築CPD運営会議が証明するCPD実績を評価の対象とする。

D 地域精通度・地域貢献度 (6.5～9.5点)

評価項目	点	評価基準と配点		
①地域内での拠点の有無 ※	0～2	同一市町村内 2	事務所管内 1	左記以外 0
②地域内での企業評価対象工事の施工実績 (過去5年間又は10年間) ※	1～2	同一市町村内 2	事務所管内 1	左記以外 0
③応急修理等に関する協定等 ※	2	前年度の4月1日以前から継続して協定締結有 2	当該年度協定有 1	無 0
④ボランティア活動の実績の有無 ※ (過去2年間のうちいずれかの1年間)	1	有 1	無 0	
⑤愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者の有無 ※	1	有 1	無 0	
⑥女性の活躍促進宣言の有無	0.5	有 0.5	無 0	
⑦ISO14000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0	

※入札参加者の地域要件により、配点が変わることがある。

※B①で対象とした施工実績を施工場所によっても評価します。

※愛知県との応急修理等に関する協定を、期間に応じて評価します。

※愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録活動の実績を評価します。

※当該企業の正規社員又は常勤役員等の「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無を評価します。

注1：C②の「工事成績」で「解体工事」については、「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」を含む工事の成績も対象とします。

注2：発注工事毎の詳細については、公告文で確認してください。

別表9【形式】簡易型【種別】広域型

加算点合計	20.5～27.5点
-------	------------

別表9

A 技術提案 (5点又は10点) (課題数1～2)

評価項目	点	評価基準と配点
①簡単な施工計画	10※	多段階評価

※課題(A)については配点を10点、課題(B)については配点を5点とする。

B 企業の技術力 (5点)

評価項目	点	評価基準と配点		
①企業評価対象工事の施工実績 (過去5年間又は10年間)	2	実績2件以上 2	実績1件 1	実績なし 0
②工事成績(過去3年間のいずれか1件) ※ 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事(中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする)	2	点≥81は2 (点≥80)	81>点≥80は1.5 (80>点≥79)	80>点≥78は1 (79>点≥78)
③優良工事表彰の有無(過去10年間) ※	1	2件以上 1	1件 0.5	実績無 0

※発注工事により件数を増加する場合がある。

※発注工事と同業種のものとする。

※愛知県知事の表彰(愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事)を対象とする。

C 配置予定技術者の能力 (6点)

評価項目	点	評価基準と配点		
①技術者評価対象工事の施工実績 (過去5年間又は10年間) 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績	2	実績2件以上 2	実績1件 1	実績なし 0
②工事成績(過去5年間のいずれか1件) ※ 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事(中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする)	2	点≥81は2 (点≥80)	81>点≥80は1.5 (80>点≥79)	80>点≥78は1 (79>点≥78)
③CPD実績 ※	2	1年間の推奨単位(12単位)を1年以内に取得 2	1年間の推奨単位の半分(6単位)を1年以内に取得 1	左記以外 0

※発注工事と同業種のものとする。

※建築CPD運営会議が証明するCPD実績を評価の対象とする。

D 地域精通度・地域貢献度 (4.5～6.5点)

評価項目	点	評価基準と配点		
①主たる営業所所在地	0～2	事務所管内 2	愛知県内 1	左記以外 0
②県内での企業評価対象工事の施工実績 (過去5年間又は10年間) ※	2	事務所管内 2	愛知県内 1	左記以外 0
③応急修理等に関する協定の状況 ※	1	協定有 1	無 0	
④あいち女性輝きカンパニーの認証、えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定の有無	0.5	有 0.5	無 0	
⑤ISO14000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0	

※入札参加資格の業種等により、配点が変わることがある。

※B①で対象とした施工実績を施工場所によっても評価します。

※協定期間に関係なく、県との応急修理等に関する協定の有無を評価します。

注1：B②及びC②の「工事成績」で「解体工事」については、「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」を含む工事の成績も対象とします。

注2：発注工事毎の詳細については、公告文で確認してください。

別表10 【形式】標準型 【種別】広域型

加算点合計 45.5～47.5点

別表10

A 技術提案 (30点) (課題数2～3)

評価項目	点	評価基準と配点
①工事目的物の性能・機能に関する技術提案	自由	自由
②社会的要請に関する技術提案	自由	

B 企業の技術力 (5点)

評価項目	点	評価基準と配点				
①企業評価対象工事の施工実績 (過去10年間又は15年間)	2	実績2件以上 2	実績1件 1	実績なし 0	※発注工事により件数を増加する場合がある。	
②工事成績(過去3年間のいずれか1件) ※ 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事(中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする)	2	点≥81は2 (点≥80)	81>点≥80は1.5 (80>点≥79)	80>点≥78は1 (79>点≥78)	78>点≥77は0.5 (78>点≥77)	左記以外 0 ※発注工事と同業種のものとする。
③優良工事表彰の有無(過去10年間) ※	1	2件以上 1	1件 0.5	実績無 0	※愛知県知事の表彰(愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事)を対象とする。	

C 配置予定技術者の能力 (6点)

評価項目	点	評価基準と配点				
①技術者評価対象工事の施工実績 (過去10年間又は15年間) 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績	2	実績2件以上 2	実績1件 1	実績なし 0		
②工事成績(過去5年間のいずれか1件) ※ 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の実績 愛知県建設局、都市・交通局若しくは建築局発注工事又は中部地方整備局発注工事(中部地方整備局の工事成績評定点の評価基準は下段の点とする)	2	点≥81は2 (点≥80)	81>点≥80は1.5 (80>点≥79)	80>点≥78は1 (79>点≥78)	78>点≥77は0.5 (78>点≥77)	左記以外 0 ※発注工事と同業種のものとする。
③CPD実績 ※	2	1年間の推奨単位(12単位)を1年以内に取得 2	1年間の推奨単位の半分(6単位)を1年以内に取得 1	左記以外 0	※建築CPD運営会議が証明するCPD実績を評価の対象とする。	

D 地域精通度・地域貢献度 (4.5～6.5点)

評価項目	点	評価基準と配点				
①主たる営業所所在地	0～2	事務所管内 2	愛知県内 1	左記以外 0	※入札参加資格の業種等により、配点が変わることがある。	
②県内での企業評価対象工事の施工実績 (過去10年間又は15年間) ※	2	事務所管内 2	愛知県内 1	左記以外 0	※B①で対象とした施工実績を施工場所によっても評価します。	
③応急修理等に関する協定の状況 ※	1	協定有 1	無 0	※協定期間に関係なく、県との応急修理等に関する協定の有無を評価します。		
④あいち女性輝きカンパニーの認証、えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定の有無	0.5	有 0.5	無 0			
⑤ISO14000シリーズ取得の有無	1	有 1	無 0			

注1：B②及びC②の「工事成績」で「解体工事」については、「解体工事業」による工事成績に加え、建設業法改正の経過措置期間(令和元年5月末)までの間に「とび・土工工事業で受注した解体工事」を含む工事の成績も対象とします。

注2：発注工事毎の詳細については、公告文で確認ください。